

午前十時四分 開議

○桃崎委員長「ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○弘川委員「おはようございます。伝統ある農林水産商工常任委員会に昨年度に引き続いて所属する「自由民主党ネクストさが」の弘川貴紀です。林業、農山村、畜産の三項目について質問していきたいと思えます。

問いの一は、県産木材の利用拡大に向けた取組について。

先月の五月二十六日、国への政策提案に同行してまいりました。二元代表の双方から行くことは、意義のあることだと感じた次第です。部屋に入って、井手部長が名刺交換され、丸尾部長が名刺交換され、その後に私が名刺交換、「県議会からも同行して来ました」と言いましたところ、ある局長から、「クルビズで上着も着ないで失礼します」という言葉が出てきました。やっぱり県議会からも同行していくということは、少なくとも、そういうことも意味するのかなと。これは意味のあることですので、今後も継続していただきたいと感じました。

その政策提案の一つに、森林整備への支援強化と予算確保がありました。佐賀県の森林整備は、事業費が小さく、点在している事例が多く、異常気象や現場に即した積算体系の見直しや、下刈りの事業費の所有者負担が三倍になっている状況をお願いしてきました。

本題に入ります。本議会での議案に、農業用水路の整備に県産木材を活用する取組が提案されており、建築物以外への木材利用は、大変有意義だと考えます。伐採、加工、使用の好循環につながります。

そこでまず、県産木材の利用拡大を図るため、これまでの取組についてお尋ねいたします。

○北川林業課長「これまでの取組についてお答えします。

県では、平成十九年度から、「ふる郷の木づかいプロジェクト」を推進し、需要確保、多角的な利用、普及啓発の三つの視点から、県民協働による県産木材の利用拡大に取り組んでいます。

まず、需要の確保に向けては、木造住宅の新築や、住宅事務所の内装の木質化に対する支援に加え、公共事業における木材利用を進めてきました。また、多角的な利用の観点から、学校の机や椅子、市町施設のベンチなど、身近な公共空間への木製品の導入を支援するとともに、家具や木製品の開発や販路拡大についても、後押しをしているところです。さらに、普及啓発として、店舗などの内装の木質化への支援や、木工体験ができる木育イベントの開催などにより、県民が木に触れる機会を広げるとともに、「さがの木の建築推進協議会」と連携し、建物への木材利用の普及にも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えします。

○弘川委員「様々な取組を御紹介していただきました。

次は、県産木材の利用を推進していく上での懸念や問題点はどのあたりにあるのかをお尋ねいたします。

○北川林業課長「懸念や問題点の課題についてお答えします。

本県の人工林の多くが伐採期を迎える中、森林の循環を進めていくためには、森林資源である県産木材の需要拡大が重要であると考えます。一方で、住宅着工の減少により、これまで中心であった住宅分野だけでは需要の伸びが見込みにくくなっていることから、非住宅分野や公共事業での活用をさらに広げていく必要があると考えております。また、多角的な利用の観点から、これまで家具を中心としてきた木材利用の取組についても、用途の幅を拡大していくこと

が課題というふうに考えています。さらに、イベントなどの周知に加え、町なかや公共空間など、日常生活の様々な場面で多くの人の目に自然に触れる形で木材利用を進めていくことが求められているというふうに認識しております。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ利用拡大が重要で、多角的な視点も重要だと。多くの人の目に触れるという新しい取組も大事という視点も御紹介いただきました。

冒頭申したとおり、伐採、加工、使用というのは、いわば上流から下流への流れにできないものかと考えます。上流から下流の方向性で今ずっといいています。それを逆に下流から上流への流れにできないものかと私は考えたんですね。つまり日常の中で県産木材に触れる機会をもっと増やして、県民サイドの視点で働きかけることで、こういうところで使われているのだと広く認識してもらう視点が大切ではないかと思えます。例えば、木材によるガードレールのような目に留まりやすいものに木材を活用して、人が集まりやすい佐賀駅周辺や、公園、美術館など、公共の場に設置するようにしたら、景色や風景になじむと思うんですが、いかがでしょうか。

私の好きな言葉に「心地よい違和感」というのがあります。何とも言えない心地よさで県産木材のよさを伝えることで、さらなる利用拡大や、さらなる好循環につながる可能性があると御提案します。

この先、県産木材の利用拡大に向けては、いかがでしょうか。

○北川林業課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

まず、住宅分野での取組を引き続き進めるとともに、支援制度については、家を建てる工務店など、関係事業者にとって、より活用しやすいものに見直しを検討していきたいと考えております。

また、公共施設や民間の非住宅施設についても、木造化・木質化を進めるため、「さがの木の建築推進協議会」と連携し、積極的な提案を行っていきたい

と考えております。

さらに、今議会で提案している農業用水路への県産木材の活用を踏まえ、こうした取組を他の公共事業などにも広げて、関係機関などとも調整を進めていきたいと考えています。

加えまして、町なかや公園周辺などにおいて、建築物以外の防護柵の木製化などにも取り組み、県民の目に触れやすい場所での木材利用を進めることで、日常の中で木に親しむ機会を広げていきたいと考えています。

これらの取組を通じまして、県民の方が身近な場面で木のよさを実感できる環境や仕組みを整え、木の利用拡大につなげることで森林資源の循環利用と、林業・木材産業の好循環を目指していきたいと考えています。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ住宅分野は引き続きやると、いろんな見直しも進めていつて公共施設、それで町なかとか公園の防護柵の木質化とか、そういうやはり県民の目に触れるところに心地よい違和感が多分木材はあると思いますので、こういうところに県産材を使われているんだということ、そっちのほうが広く伝わって、そういうところから逆算して、加工はどうすればいいとか、どういう木を切ればいいのかとか、下流から上流に向けてのささやかな提案なんですけれども、それはもちろん、先ほど言いましたガードレールとかいうのは強度の問題が間違いないと思います。恐らくシンプルさ、難しい加工をすると、それだけコストがかかりますので、「さがデザイン」を取り入れてシンプルさを強調するとか。あとはヒノキのチップなんかで芳香剤を開発したりとか、いろいろ用途は広く伝わると思うんですね。そういうのをコスメ分野と連携しながら、県産材と掛け合わせるとか、そういうヒントもできると思いますので、そういううちよつとしたきっかけになればいいなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

問い二は、中山間地域における外部人材の活用についてです。

中山間地域は、外部人材を活用しようと県が開設した「さが農業×企業・団体・大学マッチングサイト」^{かけろ}についての質問です。

このサイトの開設を一月下旬、新聞報道で私は目にしました。素晴らしい取組だと思って新聞を切り抜いてスクラップしてノートに貼り付けました。いい視点でのチャレンジと思います。数年前から「おてつたび」ということを全国的にやっていて、お手伝いをしながら旅をする。農家の繁忙期に遠くからお手伝いに来て、その日当をもらいながら近場を旅するという、「おてつたび」という制度もあって、県内でも中山間とか、旅館とか、そういうところが、今、サイトにもかなり登録していて、一件から四件ぐらいの実績があるみたい、こういう外部人材を使うというのは、いいなと思っておりました。

このような中、先週、六月十五にNHK佐賀で、このマッチングサイトを通じて成立した佐賀大学陸上部の学生たちによる小城市江里山の棚田での田植えボランティアがニュースで紹介されていました。健脚を誇るアスリートが棚田で手伝う姿に、私は、心地よい違和感で大変感動し、すがすがしい気持ちになりました。

これからの中山間地域は、省力化と外部人材の活用が必須のような気がいたします。私のふるさと伊万里に炭山地区というところがありますが、ここでは地元ケーブルテレビと会社の皆さんが、農家の皆さんと一年を通して連携されています。田植えから稲刈り、収穫された棚田米での日本酒づくりが行われています。

そこでまず、県内の中山間地域における、このような外部人材による支援活動の現状をお尋ねいたします。

○永石農山村課長 県では、中山間地域において、企業や学校などの地域外の多様な人材を確保するため、これまで、さが中山間協働応援隊、棚田ボランテ

ィア、地域おこし協力隊を活用した取組を進めてきたところでございます。

まず、さが中山間協働応援隊は、県が認定した企業、団体が、中山間地域の集落で農作業や体験イベントに取り組みされたもので、平成三十年から令和四年までに八件の企業や団体が活動されております。

また、棚田ボランティアは、棚田が持つ多面的機能の発揮のため、企業等の外部人材の方が農作業や農道、水路の管理、イベント等に対するボランティアの活動を行うもので、平成二十九年度から現在までに四十三の企業、団体が活動され、平成七年度も十五の企業、団体が活動されております。

さらに、地域おこし協力隊の活動事例としては、伊万里市や唐津市の棚田地域でイベント運営や農産物販売の支援を活動された事例。また、多久市では、直売所の運営支援の活動をされている事例がございます。

以上でございます。

○弘川委員 様々な外部人材を活用してということでした。協働応援隊とか、棚田ボランティアとか、地域おこし協力隊ということでありました。

各市で、その地区なりの取組の横展開や、もっと広範囲にする必要が今後大切になってくると思います。県が、この「さが農業×企業・団体・大学マッチングサイト」^{かけろ}の開設に至った背景と狙いを教えてください。

○永石農山村課長 中山間地域の保全や活性化を図るために外部人材を活用しようとする場合、これまでそれぞれの地域が独自に情報を収集し、相手方を探しておりました。情報収集や相手方を探す労力の負担の大きさから取組を断念するという地域もあったと聞いております。一方で、中山間地域を応援したいという思いを持つ企業は少なからずあるものの、地域とつなぎ合わせる手段がないという状況でございました。

このような状況を踏まえ、「さが農業×企業・団体・大学マッチングサイト」^{かけろ}は、地域と企業等をつなぐプラットフォームとして、外部人材を受け入れ

て地域の保全や活性化を図りたい中山間地域側と、農業・農村に関心があり、中山間地域を応援したい企業側が、それぞれの思いを表明し、双方が関わりを持つきっかけをつくることを狙いとして開設したものでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。独自にそれぞれが探すというのは、なかなか難しいということで取組を断念するところもあるということもおっしゃいました。企業は、今、社会貢献活動で、そういう農作業とか社員に田植えの体験をしてほしいとか、企業内の一体感を育むための社会貢献活動みたいな、そういうところもあるので、そこをつなぎ合わせる、プラットフォームをつくってネットワークで双方の関わりしろを、しっかりここでグリップしてつなぎ合わせるということでしたね。

こういうのは、やはり時期とタイミングがうまくマッチングできて好事例が増えることを願っていますが、このマッチングサイトをきっかけに、今後、外部人材を活用した中山間地域の活性化に向け、どのような展開をされるのかをお尋ねいたします。

○永石農山村課長Ⅱ答弁の前に修正を一点。先ほど、(一)のところで、棚田ボランティアの令和七年度を平成七年度と言いましたので訂正をさせていただきます。

今後の取組についてお答えいたします。

中山間地域は、農業生産面だけではなく、県土保全や水源の涵養などの多面的な機能を有し、県民の暮らしを守る上でも大変重要な地域であります。一方、農家の減少や高齢化などに伴う人材の不足により、農業生産活動や、道路、水路などの地域資源の維持活動を地域の農業者だけで担うことが難しくなっております。

また、中山間地域を抱える課題は、地域によって様々であることから、特効

薬となるような対策はなく、それぞれの地域の実情に応じた対策を行うことが必要です。

このため県では、地域の課題解決に向けて中山間地域の集落や産地が主体的に行う農業所得の向上、農業・農地の維持、地域の活性化に向けた取組を支援し、農業による元気な中山間地域づくりを進めているところでございます。

今回、開設したマッチングサイトは、こうした課題を抱える地域が外部人材を活用するきっかけの一つとなるものでありまして、地域が行う取組の支援に積極的に活用していただくことで、外部人材との交流を図り、さらなる地域の活性化につながるものと考えております。

地域の課題は様々であることから、今後も地域の声を聞きながら、中山間地域が元気となるよう、地域の実情に応じた取組を市町等の関係機関と連携して支援してまいります。

○弘川委員Ⅱ現状と新しい取組と今後の展開ということで答弁いただきました。省力化も重要になってきますし、水路の維持もあります。そういう多面的機能を有する中山間地域で、こういう取組がきっかけになって、いろんなところで横展開して、あそこの地区でこういうことをやっておった、じゃ、うちもそういうのをやろうとか、そういうことの横展開で、縦、横、斜めの連携ができるよう強く願って、最後の質問に移ります。

問三は、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」についてです。

ここは、生産者が丹精込めて育てられた牛や豚をお預かりして、安全・安心で高品質の食肉に加工し、消費者に届けるという重要な役割を果たしています。ある資料では、食肉の品質の八〇％が食肉処理によって決まるとまで言われています。さらに、「KAKEHASHI」では牛肉の輸出拡大の取組を進められ、「佐賀牛®」の極上のすばらしさが世界に直接発信されることは、大変喜ばしいことと感じています。

ここで一つの課題としては、輸出向けの食肉処理で屠畜の際に国内向けとは異なる処理が要求されます。牛の体をつるしながら放血、いわゆる血抜きをする必要があると伺いました。この処理方法でいきますと、肉の中に内出血による斑状の、専門用語でいうところの血斑、血のまだらといいますが、その発生率が増加するというマイナス要素があるようです。これが発生した場合には商品価値が低下し、安く買いたたかれることが問題点になっているのが現状とお聞きしています。

「KAKEHASHI」において、生産者が愛情込めて育てた高品質な「佐賀牛®」を、高い品質を保ったまま処理して、消費者、さらには世界に届けることが極めて重要と考えます。

そこで、現在において、「KAKEHASHI」からは、どの国や地域へ輸出できるのか、加えて輸出実績はどうなっているのかを伺います。

○石松畜産課長Ⅱ牛肉の輸出に当たりましては、輸出先ごとに厚生労働省が定める輸出認定要綱に基づき、屠畜や加工を行う食肉センターが認定を受ける必要がございます。「KAKEHASHI」においては、運営を担う一般社団法人佐賀県畜産公社が順次認定を取得してきたところです。現在は、四つの国、地域の輸出認定を取得されておりまして、アメリカは令和六年七月から、タイは同年九月から、台湾は令和七年六月から、シンガポールは同年九月から輸出を開始しております。

また、佐賀県産牛肉の輸出実績につきましては、「KAKEHASHI」からの輸出がスタートした令和六年度は十三・一トンであったものが、令和七年度には輸出先を拡大したことなどによりまして七十六・七トンに大きく増加しております。

国別の輸出量を見ますと、台湾が三十四・五トン、アメリカが三十四トンと大きな割合を占めておりまして、次いでタイ、シンガポールの順となっております。

ます。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱこれは厚生労働省の認定になるんですか。畜産ということは、農水省みたいな意識があるんですけども、厚労省であるところの説明をよろしいでしょうか。

○石松畜産課長Ⅱこれ、食品の安全性に関わる部分になりますので、日本では厚生労働省のほうが食品安全性のところを担っておりますので、輸出に同じように厚生労働省が担当しているということになっております。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。四つの国ということですね、アメリカ、タイ、台湾、シンガポール。それで令和六年からはじまって十三・一トンが、翌年の令和七年は輸出の国が拡大して七十六・七トンと大きく伸びております。

次に、問題となっている血液の内出血みたいな、専門語で血斑と言うらしいんですが、その血斑の発生状況をお尋ねいたします。

○石松畜産課長Ⅱ以前のように牛を台に寝かせたまま放血する寝かせ放血、これは通常、国内の屠畜場で行われている処理になるんですが、それを「KAKEHASHI」では古い施設では実施しておりました。その施設での令和四年の血斑の発生率は〇・七%でございました。

一方、輸出处対応型となった新施設においては、委員が言われておりますように、牛をつり下げて放血する懸垂放血を行っておりまして、直近の令和七年でいいますと二・六%ということで、約二ポイントほど増加をしております。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ寝かせたまま放血する、それが輸出の場合は懸垂放血で血斑の発生率が〇・七から二ポイント増加するということです。増加するということとは、それだけ品質が落ちて、意外と安く出さないといいけない。せっかくつくったのに高品質で高い値段で売れないという問題がここにあります。そういう

ことで、一頭当たり二十万円から五十万円安くなるということは、大きな損害を被ることになります。

ここに四月十六日の日本農業新聞があるんですけど、これによりますと「米国向けの牛肉放血見直し」とありますが、その内容はこういうものをお尋ねいたします。

○石松畜産課長Ⅱこれまでアメリカ向けの輸出認定施設では、衛生面を理由に、輸出向け、国内向けを問わず、全てその施設で処理する牛について懸垂放血が必須とされておりまして。

このたび、先ほど委員が新聞を引用されましたが、その新聞にありますように、厚生労働省がアメリカ向け輸出認定要綱を改正しまして、懸垂放血と同等の衛生水準を保つことを条件に寝かせ放血が可能となったところでございます。以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱこれは劇的な変化だと思います。その寝かせ放血のほうが血斑の発生率が格段に下がるということで、厚生労働省がアメリカ向けにもこういう要請をして、それが受け入れられたということです。

この放血方法の見直しによって、どのような効果があると思われますか。

○石松畜産課長Ⅱ懸垂放血から寝かせ放血に変更することで血斑発生率の低下が見込まれて、それに伴い牛肉販売額の損失が減るものと期待しております。

放血方法を見直した場合の佐賀県での効果につきまして、「KAKEHASHI」の令和七年実績値を基に試算いたしますと、年間で一億円程度、損失額を減らすことができるというふうに見込んでおります。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ一億円、損失を防げるということは、いわゆる一億円の増収になるという理解でよろしいですね。ということは、これが佐賀県だけではなく

て、日本全国、こういうのが適用されます。となると、推計で分かる範囲でいいんですが、佐賀県では一億円の増収になるけれども、国全体ではどのくらいの見込みがあるか教えてください。

○石松畜産課長Ⅱ全国での効果につきましては、今、アメリカ向け輸出認定施設が十七施設ございます。その施設全てで放血方法が見直されましてと仮定して、「KAKEHASHI」の事例を参考に試算いたしますと、年間で合計十八億円程度、損失を減らすことができるというふうに見込んでおります。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱ四十七都道府県あつて十八億円ですよ。だから、逆に言えば佐賀は一億円ということなので、それだけ佐賀県がこういう施設から出しているパーセンテージも高いということになると思われます。

これは、農家や食肉処理施設にとつても、今までの課題であつたことであつて、恐らく国への要望項目にも挙がつていたと思いますが、その実現にこぎつけられた要因はこういうところにあるか分かりますでしょうか。

○石松畜産課長Ⅱ各団体、特に食肉センターの団体から強い要望がなされておりました。それに関しまして県のほうからも県選出の国会議員さんなどをお願いをして、この見直しが実現するように強く要請してきたという経緯があります。そういった各団体、各方面からの要請が実つたものではないかというふうを考えております。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱそれはそうでしょうね。いろんなところから要望を上げて国のほうも動いたと。今年度こういう発表があつたということは、やっぱり根回しをして、恐らく県選出の国会議員である参議院議員の福岡資磨さんが大臣であつた頃の話だと私は理解できます。ということで、佐賀県からの要望を、当時の福岡厚生労働大臣が受けて、それをこういうことができるかということの前

に進んだ案件ではないかと推測されます。

それでは、この見直しを踏まえて、今後、「KAKEHASHI」ではどのように対応していくのかをお伺いします。

○石松畜産課長Ⅱ放血方法の見直しにつきましては、まず、厚生労働省において、アメリカをはじめとする輸出先国・地域との協議が進められまして、協議が整ったところから順次寝かせ放血に対応した輸出認定要綱の改正が行われます。これを受けまして「KAKEHASHI」においても輸出認定要綱の改正内容を踏まえながら、必要となる設備改修や具体的な作業手順などについて、県の衛生部局や厚生労働省との協議を行うこととなります。

現時点では、既に「KAKEHASHI」から輸出を行っているアメリカ、台湾、シンガポール、タイ及び輸出認定申請中の香港については、要綱が改正されておりまして、これらの国、地域につきましては、改正内容に遅滞なく対応できるように取組を進めているところです。

一方、輸出を目指しているEUにつきましては、要綱がまだ改正されていないことから、その動向を注視するとともに、その内容が示され次第、ほかの国、地域と同様に速やかに対応できるよう備えていきます。

今後は、こうした動きを踏まえまして、佐賀県畜産公社と一体となって放血方法に対応するとともに、輸出先国の拡大にも取り組ましまして、「KAKEHASHI」から世界に向けて「佐賀牛®」の価値をしっかりと届けられるよう取り組んでいきます。

以上、お答えします。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。設備の改修も若干必要という答弁もありましたので、高品質のまま輸出できるというところがありましたので、「KAKEHASHI」にとってはかなりの追い風だと思いますので、今後、EUの動向を見ながらとか、課題は多くあるかも分かりませんが、このフォローの風

を生かして、佐賀県の「KAKEHASHI」から輸出が増えていくことを大いに願っています。

それでは最後に、農林水産部長に農林水産行政の意気込みをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願います。

○井手農林水産部長Ⅱお答えします。

まず、今の思いを率直に申し上げます。少なくとも、私は、今、やる気に満ちあふれています。農林水産業は、佐賀県の産業を支える大きな柱でありまして、今も数多くの成果を生み続けるかけがえのない産業です。

まず、農業です。食料自給率は西日本一位です。自慢の佐賀米をはじめ、イチゴ、タマネギ、梨などの多様な園芸作物、さらには、先ほど言っていたきました「佐賀牛®」といった豊かな農畜産物を生み出す全国に誇る産地です。これは生産者の皆さんのたゆまぬ努力の賜物です。また、張り巡らされた水路が象徴するように、産地を支える土地改良事業も佐賀の農業を力強く後押ししております。

次に、林業です。山を育ててきた先人たちの営みが今日の利用可能な森林の礎を築いてきました。人工林率全国一位の佐賀県は、森林資源を産業振興に生かす大きな可能性を有しております。さらに、林業関係者の努力によりまして、再造林など次世代へつなぐ循環も進められています。成長が早く、強く、花粉も少ない「サガンスギ」の普及も期待されます。資産事業も着実に進めます。

そして、水産業です。佐賀県の二つの海には、全国に名をとどろかす産物があります。有明海が育んだ佐賀のりは、四年ぶりに日本一となり、玄海と呼子のイカは、漁業だけでなく、観光を支える屈指のブランドとなっています。ほかにもカニやカキなど、この二つの海がもたらす豊かな水産物は、県の食文化を支えており、その価値を支えているのは、日々、努力を重ねる漁業者の皆さんです。

こうした佐賀県の農林水産業をさらに盛り上げるため、農林水産部の職員は、高い専門性と熱い思いで取り組んでいます。課題は山積みです。難しい問題も数多くあります。決して簡単ではありません。だからこそ、私が職員に伝えたいのは、これまでの取組をさらに加速させるため、現場の課題に向き合い、挑戦を恐れず付加価値を高めていく仕事を続けようということです。そして、前を向き、自分たちの仕事に誇りを持って積極的に取り組んでいくということです。

佐賀県の今、そして未来のために、私たちはチームとして一丸となって取り組みます。全力を尽くします。

私からは、以上です。

○木村委員「公明党の木村でございます。昨日、本委員会の現地視察で、午後でしたが、工業技術センターに行かせていただきました。たくさん的高額な機械がある部屋にお通しいただきましたり、大変詳しい御説明もいただきました。ミクロの世界と云いますか、本当にふだん見ることができないような部品だったり、そうしたものの表面を測定して立体的に捉える、そういったことで製品の安全性とかを調べたり、工場の稼働がうまくいくか、そういったところに役立てていくような測定機があると。そしてまた、企業さんにそういったものを使っていただくというような施設であったかと思っています。

効果としては、自前でそろえると大変な経費もかかる、手間もかかるというところが、ああいった施設で県内企業さん、そして、県外の企業様もお支えることにつながっている重要な施設が、この佐賀にあるということは、県内外の企業さんにとって魅力の一つなのかなと思います。

今回、一問目は企業誘致についてお伺いをするわけですが、そうした施設がぜひ呼び水になっていただきたいなと視察をしながら考えていたところであります。

県内の企業誘致数は、直近の十年間で二百件を超えているというふう伺っております。これは企業立地課の皆様が効果的な誘致活動に取り組んでいた成果であると評価をするところでございます。

その象徴とも言える事例として、アサヒビールの鳥栖工場があるかと思えます。博多から移転を決めた理由は複数ございまして、鳥栖市が交通の要衝であり、物流の効率化が図られ、配送距離の短縮によって二酸化炭素の排出量を三〇％削減できること、そして、十分な水を確保できること、また、天災などの不測の事態に備えたBCPの観点から適した土地であったということが決め手になったという報道を目にしております。恐らくそういった利点というのは、知事のトップセールス、また、企業立地課の皆さんが、こうしたメリットがありますよということでしたらとアピールをされまして、この移転進出への道筋が開いていったのではないかと思います。

佐賀県内では、ほかにコスメ産業、製造業以外の企業の誘致についても積極的に進めてこられたと思っておりますが、そこで、最初の質問をさせていただきたいと思います。

佐賀県内の企業誘致の方針についてであります。

どのような方針の下で取り組んでおられるのかお伺いたします。

○田中企業立地課長「佐賀県には、先ほど委員から御紹介いただきましたとおり、災害リスクの低さ、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性、優秀な人材、そして、誘致企業への手厚いサポートなど、大きな強みがございます。こうした強みを生かしまして積極的に誘致に取り組むことで、委員、御案内のとおり、これまで大きな成果を上げてまいりました。

現在は、半導体やコスメといった本県に強みのある分野に加え、デジタル分野、蓄電池・次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、さらに、研究開発や総務・経理といった本社機能の移転に力を入れております。

こうした若者の人材確保にもつながる付加価値の高い企業が県内に集積し、県内産業全体で相乗効果が現れることで佐賀県全体の活力が向上する好循環が生まれるように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ たくさんの事例を挙げていただきましたが、とにかく付加価値の高い企業、こういったところが若い方々の関心の高い企業の種類でもありますので、そうした成果がいろんなところに現れているのかなというふうに思っております。ＩＴ関係企業は、その典型例だと思います。若者の皆さんの就職活動についても、今、報道が頻繁に出てきておりますが、大学生を中心とした若い方々の人口流出の抑制につながるような大事な県の取組であると思っております。

先日、佐賀県のホームページを拝見させていただきました。佐賀県が企業に選ばれている六つの理由というものが明示されておまして、この場で全部は触れませんが、先ほどもお話がありましたとおり、災害リスクが低いということ、そして、立地企業に寄り添うフォローアップというものが挙げられておりました。

私は、昨年、ある県外企業さんから御相談を受けました。地域未来投資促進法という法律を使って県内のある地域に物流倉庫の建設を計画しているけれども、なかなか大変なんだというお話であります。私自身、初めて耳にする法律名でございましたが、御相談者いわく、この法律が適用されると農地法や都市計画法の規制が緩和されるなどの支援が受けられるが、幾つもの行政機関等の手続があり、思った以上に大変な労力がかかる。制度を利用する企業の負担軽減につながるような、より丁寧なフォローアップは期待できないか、概要、そのようなお話でありました。この場にいらっしゃる課長の皆様にも、この企業さんにお話を聞いていただいたり、様々、丁寧な対応をいただいたところであ

ります。

昨年度、本委員会におきまして、この地域未来投資促進法に関連した条例として、「地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例」についての質疑が行われたものと承知をいたしております。この条例は、今年の七月から施行となっております。税制の優遇、そして、各種補助の併用が可能になりました。しかし、私は、こうした税制面での優遇だけではなくて、企業の皆さんが使いやすいといえますか、戸惑わないような丁寧な相談体制も、今後、検討が必要ではないかと思っております。

そこで、お伺いいたしますが、この地域未来投資促進法についてです。

この法律が制定された目的と概要についてお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、いわゆる地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としております。

この法律では、国の基本方針に基づきまして、県と市町が共同して基本計画を作成し、国が同意を行うこととなっております。この同意された基本計画に基づきまして、民間事業者は、地域経済牽引事業計画を作成し、その計画を県が承認することで法人税等の特別償却または税額控除といった税制措置、日本政策金融公庫からの固定金利での融資といった金融による支援措置、先ほどお話がありました農地転用許可等の手続に関する配慮などの規制の特例措置、こういったものを受けることができる制度となっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ この佐賀県の特性を生かしていただくということを念頭に、そうした強みを生かした事業を行っていただいて、計画を立てて進めていくという流れで御説明をいただいたところでございます。

メリットがあるから進める計画なんですけれども、今、挙げていただきましたように、税制面での優遇もありますし、土地利用の規制緩和、そして、金融支援が受けられるという法律の建てつけになっておりまして、この中で土地利用規制の緩和というところが、最も大きいメリットではないかと思います。

御案内のとおり、佐賀県内では、産業用地に対する引き合いは高いものの、受け皿となる用地が不足していると伺っております。一方で、県内の農地を見てみますと、後継者の不足から中山間地域と比べれば、その割合は、まだまだ低いものの、平坦地の農地におきましても、耕作放棄地が増えているという状況の中にありまして、有効な土地利用、活用につながるものがあるのではないかと思います。

次に、この法律による支援を希望される事業者の皆様が支援を受けるための条件はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ民間事業者が支援措置を受けられるためには、牽引事業計画を作成の上、都道府県に申請し、承認されることが必要となっております。

佐賀県の場合におきましては、基本計画におきまして、佐賀県の輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野、また、佐賀県の化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティックス産業分野、佐賀県のICT関連のビジネス環境を活用したデジタル関連分野など、合計六分野を「地域の特性及びその活用戦略」として選定しております。

牽引事業計画の承認要件といたしましては、まず、基本計画に適合することが必要となっております。具体的には、先ほど御答弁いたしました六分野における地域特性の活用戦略に沿った事業であること。また、付加価値増加額が四千五百万円を上回ること。さらには、地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること。この経済的効果の具体的な指標といたしましては、取引額が一二％増加、売り上げが六％増加、雇用者数が三％増加、雇用者給与等支給

額が一％増加というものになっております。

なお、法人税の特別償却などの税制措置を希望する場合には、当該計画に先進性があることについても、国から確認を受ける必要があるということになっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ今おっしゃったように、制度の利用を計画する企業さんが、この事業として認定されるということが必要だということでありました。認定を受けるためには、今おっしゃったように、六つの分野に該当するかとか、四千五百万円以上とおっしゃったですね、経済効果も期待されます。そして、地元の雇用を生むとか地域に還元する等、様々な要件があるということでございます。なかなか高いハードル設定となっているなど改めて思っております。

ただ、一般論で言いますと、工業団地等を開発するには、普通三年から六年程度かかりますため、開発期間が見通せない等の理由で企業から敬遠されたり、自治体においては、誘致の機会を逃してしまうケースも多かったということで、この法律の制定につながったとも聞いております。

本来、産業用地への転用が原則認められていない第一種農地が転用可能になったり、市街化調整区域に当たる土地においても、一定の条件を満たせば開発が許可されるなど、企業にとっては、大きなメリットであり、自治体においては、企業誘致の手助けとなる意義のある法制度ではないかと思っております。

では、実際の利用の状況についてお伺いをしたいと思います。

この地域未来投資促進法、略して未来法というそうですが、二〇一七年に施行されて以来、佐賀県内ではどれぐらいの利用実績があるのかお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ先ほどおっしゃいました地域未来投資促進法が制定されました二〇一七年、平成二十九年以降でございますが、佐賀県基本計画に基づ

きまして承認いたしました牽引事業計画は、延べ三十九件となっております。このうち事業完了となっているのは三十三件でございます。

なお、牽引事業計画の承認時点でございますが、活用予定とされた支援措置といたしましては、税制措置として三十件、金融による支援措置として八件、農地転用許可等の手続に関する配慮が三件などというふうになっております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ内訳までお示いただきました。農地転用事例は、今、三件ですね。ありがとうございます。

こうした延べ三十九件の事業が、県内経済を引っ張っていただいている企業として、実際に人を雇ったり、経済の活性化にもつながっているということで大変に頼もしく感じるところでもあります。今後、もっと利用が増えていけばと期待をするところでもございます。

先ほどの私に御相談をいただいた企業さんのように、これだけのメリットを享受するには、やっぱり多くの準備が必要になってまいりますし、幾つもの行政機関との打ち合わせが必要になります。事業計画の内容にもよりまずけれども、企業立地課を窓口としまして、農政、環境、警察などの県の窓口、そして国の機関や市町など、関わる機関が多岐にわたります。

私が伺った企業さんからは、この牽引事業に関する申請内容の判断において、県と市町で、いわゆるたらい回しに遭いまして、市に相談したら県に聞いてくれとか、その逆のパターンもあったりしまして、非常に大きな負担を感じたという感想を述べておられました。大きな受益があるものであるから、それにはコストが伴うのは当然という考え方もあるかもしれませんが、そこでお尋ねをしたいと思います。

県では、これまで牽引事業計画を策定した事業者から、支援を受けるに当たってどのような声を把握しておられるのか。また、県として制度利用の現状を

どのように認識しておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

○田中企業立地課長Ⅱ県は、基本計画の策定、改定を行いまして、牽引事業計画の承認を担当しております。その中で、企業立地課は、県内に進出する誘致企業が地域未来投資促進法による支援措置を希望された場合に、支援措置の活用に向けたサポートを行っております。近年の事例を見ますと、計画の作成、申請をコンサルティング会社に委託されているケースが多いこともあり、計画の作成、申請の場面におきまして、手続上の負担感に関する御意見は伺っていないところでございます。

この地域未来投資促進法におきましては、民間事業者が牽引事業計画の承認を得ることで、税制、金融、土地利用などの分野における支援措置を受けることができます。実際には、その措置を所管するそれぞれの機関に手続を行う必要があり、先ほど委員からも御説明いただいたとおりでございます。これは、おっしゃったとおり、民間事業者が支援措置というメリットを受けるために必要な手続だと認識しております。

県といたしましては、支援を希望する民間事業者を運用面でサポートすべく、民間事業者がスムーズに希望される支援措置を受けられるよう、所管する機関との調整役として寄り添った対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ実際、コンサルさんに委託をされているので、直接の依頼元の企業さんからの声は入っていないというふうに理解をいたしました。私が承ったお話もコンサルさんだったものですから、当事者というか、ちょっと厳しい御意見ではございました。一部の声かもしれませんが、現場、現場とのやり取りの中で、まだ入ってきていない声もあるかと思っておりますので、引き続き、現場の声を踏まえて、よく把握をしていただければと、これはお願いでございます。よろしくお願いいたします。

この質問に関する最後の質問に移させていただきます。

何度も申し上げております地域未来投資促進法ですが、企業誘致の有効なツールであると考えております。しかし、利用に当たりましては、先ほどから申し上げておりますとおり、大きな手間も暇もかかりますし、そもそも、あまり認知をされていない法制度ではないかと思っています。

そこで、県は、この未来法をどのように活用していかれるのかお尋ねをいたします。

○田中企業立地課長〓誘致企業が進出を判断される際に決め手となる要素は様々でございますが、各分野におきまして複数の支援措置が整備されている地域未来投資促進法の活用によるメリットも、その判断にプラスになるものと考えております。

先ほど御答弁いたしましたとおり、県といたしましては、付加価値の高い企業が県内に集積することを期待しておりまして、地域未来投資促進法の趣旨と合致していると考えております。誘致企業がこの制度を活用することで県内進出の後押しとなり、立地後には、より大きな経済効果を発揮してもらえらるものと考えております。

そのため、企業誘致の際は、この制度の紹介を行い、希望される支援措置を受けられるようサポートを行っているところでございます。

今後も、県といたしましては、誘致企業の意向に応じた支援措置の活用を御提案しながら、地域の付加価値を向上させるような企業誘致の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○木村委員〓ぜひともよろしくお願いいたします。御答弁いただきましたように、未来法が企業誘致にとってプラスになるという御認識だということでございますので、享受できるメリットをしっかりと周知をしていただければいい

うふうに思います。この法制度の適用も相まって、県内経済の活性化、そして、労働人口の流出抑制につながっていきますように、今後も付加価値の高い魅力ある企業の誘致に向けて努力を重ねていただければということをお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

大きな項目の二点目は、唐津市沖の洋上風力発電事業についてでございます。連日のようにアメリカとイランの停戦協議に関する報道が世界を駆け巡っております。安定的なエネルギーの供給に至るには、まだ予断を許さぬ状況であり、なかなか明るい兆しが見えないという印象を持っております。

化石燃料への依存度が高く、エネルギー自給率の低い日本において、海に囲まれ、風力資源が豊富であるという地理的特性にマッチし、国内で供給できる純国産エネルギーであります洋上風力発電は、エネルギー安全保障の切り札と言えると思っています。

生成AIの普及によりまして、今後、ますます電力需要が高まることが予想されている中、原子力発電所の再稼働や新設の議論も注目をされてきておりますが、核のごみの最終処分、そして、安全性への懸念などの問題もあり、クリーンで安全なエネルギーである洋上風力発電への期待は、ますます高まってくるものと感じております。

政府としても、六月十四日、大規模な洋上風力発電事業を展開しているイギリスの洋上風力発電に関する新たな連携の枠組みを設置するという報道がなされておりました。エネルギー調達の多角化を図る上での国としての意欲の現れではないかと捉えております。

しかしながら、先ほど、問いの一で県内への企業誘致の話をしました。こちらのほうは県に対して、なかなか高いハードルが課されている状況ではないかと思っております。

本県では、唐津市沖に候補海域を定め、洋上風力発電事業の誘致に向けた取

組が進められており、令和六年度から国に対して再エネ海域利用法に基づく法定協議会の設置に必要な「有望区域」への整理を求めています。昨年を含め、過去二回、留保されている状況であります。

これまで、私は、唐津市沖への誘致の実現を望む方々や慎重な意見の方々の双方から意見を賜りながら質問を重ねてきておりますが、今回は、国からの指摘事項等への対応状況についてお尋ねをしたいと思います。

まず、国の留保意見についてです。

令和三年九月に経済産業省から一定の準備が進んでいる海域として選定をされ、紆余曲折を経まして令和六年七月に「有望区域」への整理を国に求めたわけですが、国から留保意見が付き、格上げにならなかったわけでありです。どのような意見が付されたのかお尋ねをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ令和六年度は、国土交通省及び水産庁から留保意見が示されて、「有望な区域」への移行が見送られています。

国土交通省の留保意見は、「航路を航行する船舶への配慮が全くされていないように見受けられる」というもの、つまり船舶の航行の安全をどのように確保するのかという趣旨というふうに考えております。

水産庁の留保意見といたしましては、「県内外の利害関係者となり得る漁業者に対し、丁寧な説明、調整を行う必要がある」というものでございました。

以上です。

○木村委員Ⅱ国交省海事局、そして水産庁の御指摘でございます。「全く配慮がなされていない」というのは強い口調かなというふうに思ったんですけども、一見すると、もっともらしい御意見のようにも聞こえてまいります。

では、実際どのように県として対応してきたのかお伺いをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ国土交通省の留保意見につきましては、船舶の航行の安全を確保するためには、航路から一定の距離を離して風車を設置

するということが必要となりますけれども、どのくらいの距離を離せば安全が確保できるのか。それは県が示すというのは、とても困難でございますことから、基準となる考え方を国のほうから示していただきたいということを、政策提案など多様な機会や手段によりまして求めてきたところでございまして、今年三月二十四日に国土交通省から基準となる考え方が示されたというところでございます。

また、水産庁の留保意見につきましては、「県外の利害関係者となり得る漁業者」という文言がございますけれども、この漁業者には候補海域内で実際に漁を行っている漁業者だけでなく、候補海域内で過去に漁を行っていた漁業者や、将来、漁業を行う可能性のある漁業者、さらには候補海域以外での海域で行われている漁業への影響を懸念する漁業者が含まれるとされておりまして。候補海域内で、将来、漁を行う可能性のある県内、県外の漁業者や、候補海域以外の海域で行われている漁業への影響を懸念する県外の漁業者を佐賀県が全て特定をするということは、非常に困難でございましたことから、水産庁に対しては、政策提案などにおきまして、対象となる漁業者の範囲を明確化することなどを求め、協議を重ねてまいりました。

その結果、福岡県及び長崎県の漁業に絞られることになり、水産庁の仲介を得まして両県との調整を始めたところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱルールが決まっていないこと、また、手順の進め方の認識の違いとか、これはやっぱり国のほうで示してもらわなければならないといったところを明確化するために政策提案を行ったということでございました。国交省のほうから三月に返しがあったということで、問題は水産庁のほうかなというふうに思うんですが、交渉をしようにも的が絞れないというか、さらに広がるような御指摘でありまして、大変酷な御指摘だなと率直に思っているところであ

ります。

そういった中で、課題を克服するために取り組んでいただきながら、二回目のチャレンジをしていただいておりますが、令和七年度、有望海域への格上げの整理を求める話になります。ここでもまた留保がついております。どのような意見が付されたのか伺いをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監〓令和七年度の水産庁の留保意見は、県内外の漁業者の操業実態の把握が不十分というものでございました。
以上です。

○木村委員〓なお不十分ということでございます。二回目の場合は、国交省からは異論はなかったわけですが、水産庁から、さらに高いハードルを課されたイメージを持ちました。具体的には福岡、長崎の両県の漁業者の皆さんと調整を続けるという話に変わりはありませんけれども、非常に難しい対応を迫られる状況ではないかと思えます。普段、佐賀県が関わることが少ない福岡県、長崎県の漁業者の皆様にコミュニケーションを取るとい話ですので、大変な難題ではないかと思えます。

そうした中で、佐賀県としてどのような対応をできているのかお伺いいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監〓水産庁の留保意見につきまして、水産庁や福岡、長崎両県の水産部局及び両県の県漁連等、操業実態把握の進め方について調整を行ってまいりました。その結果を踏まえまして、福岡県内は玄界灘側の漁協を対象に、長崎県内は全漁協を対象として書面によるアンケートを実施いたしました。それに基づきまして候補海域における「操業実態がある」という御回答をいただいた漁協や、「唐津市沖において洋上風力発電が行われる場合の懸念を示された漁協に調整対象を絞ったところでございます。

現在は、調整対象とした漁協に対し、操業実態等の把握とともに議論の進め

方につきまして説明をする努力を重ねているところでございます。

以上です。

○木村委員〓水産庁に御相談しながら、進め方について慎重に協議をなさったということ、アンケート結果で返しがあつたところ、いい意味での返しではありませんけれども、そこに的を絞るという意味では有益な手法であつたかと思ひます。

隣県で地域を特定するのは控えさせていただきますが、唐津市沖に近いところの漁業者の皆さんが大変厳しい意見をお持ちであることは、私も承知をいたしております。

とにかくいろんなチャネルで接触を図っていくしかないわけでございますが、この問題は、詰まるところ、水産庁の留保意見を何とかクリアするしかないわけでありまして、説明や意見交換を重ねてプロセスをとにかく積み上げていくしかないというふうに思っております。

そこで、次の質問をさせていただきますが、洋上風力発電を巡る国の動きといたしまして、法律の改正が昨年の六月になされております。「再エネ海域利用法」という名称も「海洋再生エネ整備法」と変わったそうではありますが、主な改正点とともに、唐津市沖を対象とした洋上風力発電事業の誘致に向けた取組においてどのような影響があるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監〓今年四月一日に施行されました海洋再生エネ整備法の主な改正点といたしましては、開発対象の海域がEEZ（排他的経済水域）まで拡大されたこと。それから、佐賀県が今、準備区域に該当しておりますが、その準備区域では、国が主体的に環境影響調査に着手できるようにしたこと。この二点が主に挙げられるというふうに考えております。

この改正によりまして直接的な誘致検討への影響はないと考えておりますが、国が主体として唐津市沖におきまして環境影響調査に着手されることになりま

すと、調査の客観性や信頼性が、私どもがいろいろするよりも向上するということが期待されるというふうに考えております。

そこで、今月五日に行いました国への情報提供では、引き続き、「有望区域」の整理を希望するとともに、環境影響評価や事業性の評価に係る海底地盤等の調査の国による実施を希望したところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ 洋上風力発電の設置場所、領海内だけではなくてEEZまで拡大をしたということと、今、御説明いただきましたように環境アセスですね、国が主導してやれるようになったと。手挙げ方式だと思うので、希望するところは国がやりますよという制度かと思います。やっていただきますと、今、とにかく唐津市の七つの離島の皆様を中心としまして、これまで民間事業者さんが海底調査をやっておられることで様々な誤解も生まれておりました。今後、実際に着手となれば、ある程度の国のほうのお墨つきがつくということで信頼性も高まり、事業者の皆さんの関心も安心感とともに高まっていくというふうに思っています。

先ほど話がありましたとおり、六月五日に、つい先日ですが、三回目となるチャレンジをされました。しかし、これまで二回とも留保されております。隣の漁業者の方々の理解という難題も抱える中にありまして、本事業に期待している県内事業者、一部、県外の方もいらつしやると思いますが、こうした方々の中に、正直、期待と不安が入り交じっているのではないかと思います。

佐賀県では、この洋上風力発電事業への参画を広く募るための取組を行ってきていただいていると承知しております。私自身も議会質問でこの点を求めてまいりましたし、今後も続けていただきたいと考えておりますが、折からの物価高騰、そして、イラン情勢などもある中で、多額の投資をしていいものか。そして、既に人材育成などの取組を進めておられる企業もあると伺っております。

す。このまま準備を続けてよいのか、不安に感じておられるところも出てきているのではないかと思っております。

そこで、県内企業の今のこの状況に対する受け止めをどのように把握しておられるのか伺いたします。

○大野再生可能エネルギー総括監Ⅱ 「有望区域」への整備に時間を要しております、目立った進捗が見られないことから、多くの県内企業様に関心が高まっているとは言い難い状況だというふうに承知をしております。

しかしながら、昨年度、洋上風力の先行地域として十月に台湾に視察をさせていただいた際には、県内企業八社十一名が御参加されまして、十一月に北九州を視察させていただきました際には七社から十三人の御参加を頂戴しております。少数ではございますものの、これは御負担を求めて視察に御同席いただいておりますので、コストを負担してでも参加可能性を検討するという企業が出始めているという状況になっているというふうに思っております。

特に、台湾の視察がきっかけとなりまして、昨年十一月に唐津市内の企業三社が自発的に勉強会を立ち上げまして、合同で事業主体の在り方であったりとか、それから、保守点検業務への参入に関しまして検討を重ねられております。また、今年の五月には、唐津市長様宛てに、この三社から洋上風力発電の導入推進に向けた提言というものが行われております。

これらの企業からは、「有望区域」への早期指定を希望される声が上がっております、私どもとしましては、こうした企業様に対して、可能な範囲で支援を差し上げるとともに、引き続き、「有望な区域」への格上げが早期に実現するように努力を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○木村委員Ⅱ 関心は高くはないけれども、そのような動きがあるということでも少し安心したところでございます。三社の皆様には私もお会いする機会が多

うございますが、早くから先進地に人を派遣して大手企業さんのところでいろいろ研修を受けたたり、メンテナンスのところで準備を進めていきたいという御相談を受けたことがございまして、かなり期待をしておられましたので、大変とは思いますが、こうした取組、企業への情報提供も含めてぜひ積極的に行っていたきたいと思います。

この項の最後の質問とさせていただきますが、多くの方々の期待も大きい、この洋上風力発電事業ですけれども、なかなか難題を抱えております。一日も早い「有望区域」への格上げと法定協議会設置のプロセスへの移行が期待をされるところであります。今後、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監 情報提供いたしました以降でございます。今月末でございますが、情報提供いたしました内容につきまして、国からヒアリングを受ける予定でございまして、まずはしっかりと国に対して説明をしてまいりたいというふうに考えております。その上で地元の御意向を踏まえつつ、隣県漁業者への丁寧な説明や国との調整に引き続き取り組みまして、一刻も早く、早期に「有望区域」へと整理されるように努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○木村委員 Ⅱ ぜひともしろしくお願いをいたします。六月末にヒアリングを受けるということでした。正直、三回目の申請の結果というものが、今、水産庁の課題をクリアしているさなかでありますので、正直、格上げの結果は厳しいのかなというようにちょっと思っているんですが、諦めずに今年度の事業にしっかり取り組んでいただければというふうに思います。港湾関係の皆様も、唐津港を拠点港としてポテンシャルがあるということでもかなり期待を高めておられます。直接的に関わるころ、また、周辺の皆様の期待に応える取組

をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、三項目に移らせていただきます。

玄海地区における水産業の振興についてであります。

先ほど、唐津市沖洋上風力発電誘致の質問をさせていただきましたが、玄海地区漁業者の中には、風車が建つと回遊魚の魚道が変わって漁に悪影響が出るのではないかと心配の声がある一方で、逆に魚礁効果が見込めるとの期待の声もあります。様々な漁法がありまして、一概には言えませんが、玄海地区では、温暖化の影響によりまして磯焼けが発生し、魚の産卵場所である藻場が減少していく中、風車の有無には関係なく、もともと厳しい漁場環境が続いているという声も聞かれます。

また、記憶に新しいところかと思いますが、今年の夏、海水温が上がったことから、「唐津Ｑサバ」の養殖場において稚魚の大量死が発生し、出荷停止の状態となっております。そして、昨年九月には、玄海町の養殖力キも産卵の時期に高水温によるエネルギー消費と少雨による低栄養によってストレスがたまり、大量のへい死が起きております。加えて、中東情勢の悪化による燃油、そして、餌代の高騰も玄海地区の水産業、漁家経営に追い打ちをかけており、基幹産業たる玄海の水産業というものが大変な試練に見舞われていると認識をいたしております。

そこで、今回は県の水産業への支援について質問をさせていただきます。

まず、現状の把握をさせていただきますが、玄海地区の漁獲量について、ここ十年間の推移についてお尋ねいたします。

○横尾水産課長 Ⅱ 農林統計年報によりまして、平成二十七年から令和六年までの十年間における玄海地区全体の漁獲量は、平成二十七年に一万四百七十八トンであったものが、その後、平成二十八年に大中型まき網漁業が廃業されたことなどの影響で、令和元年には三千六トンに減少、令和六年では千八百七十九

トンとなっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ総じて減少傾向にあるわけでございます。途中、大きなまき網漁業の問題がありましたけれども、ピーク時の四分の一を下回るような大変厳しい状況であるということを再認識させていただきました。

次に、漁業者の数についてもお伺いをしたいと思います。

同じように、この十年間の推移についてお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁業センサスによりますと、玄海地区の漁業就業者数は、平成二十五年に千二百四十四人であったものが、五年後の平成三十年には九百九十三人、十年後の令和五年では七百七十一人と、十年間で約三八%の減少となっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ三八%、この十年間で減少しているということでした。

三桁台に入っているという局面でありまして、当然ながら、少子化の影響もあるのかもしれませんが、中には経営の大変さによって漁業からほかの業態に転換したり、廃業に至っている方もおられるのではないかと推察しております。

そこで、収入の状況についてお尋ねしたいと思いますが、漁業の販売金額についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁業販売金額について、直近である令和五年の漁業センサスの販売金額別経営体数で見ますと、年間の販売金額が五百万円未満の数は四百十経営体、五百万円以上一千万円未満は五十四経営体、一千万円以上は五十八経営体となっております。

販売金額が五百万円未満である経営体が最も多く、全体の七八・五%を占めており、全国の六三・五%に比べて一五ポイント高く、玄海地区の漁家経営、漁業経営の厳しさが浮き彫りとなっております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ全国平均よりも厳しい状況ということで、ほとんどが年の販売額が五百万円未満の経営体ということでございました。大変厳しいかと改めて思いました。当然ながら、これまで佐賀県といたしましても、藻場の回復や経験と勘に頼る漁業からの転換を図るスマート化とか、また、唐津の海をもっと県内の方に知ってもらうための「唐津ん魚FAN拡大プロジェクト」などもやっていただいております。水産業の振興につながるような取組を懸命にやってきていただいていることは、十分承知をいたしております。そういう中で、今回、追い打ちをかけるように国際情勢の悪化が大変懸念をされるところであります。

少し余談に入りますが、おとといだったかと思いますが、地元紙におきまして報道されておりました。唐津市の離島の定期船のメンテナンスにおいて、重要なエンジンオイルが不足し、一部の島で減便を検討しているという報道であります。

そこで、漁船に関してオイルメンテナンスの状況についてはどのように把握されているのかお伺いいたします。

○横尾水産課長Ⅱエンジンオイルの調達に関しては、現在、漁協のほうにストックがあること。それから、少量でありますけれども、入荷のほうは継続されているということから、直ちに操業に支障があるということはないというふうに聞いております。こういった状況につきましては、県内の漁協さん、また、県内の漁具販売店等に適時聞き取りを行って現状を把握しております。

今後とも、こういった聞き取りをしながら状況を注視したいというふうに思っております。

以上です。

○木村委員Ⅱありがとうございました。当面はストックがあるということでは

ざいますが、今後の見通しですね、どの業者も一緒だと思うんですが、やっぱり不安はあるなというふうに私は思っております。

もともと厳しい経営状況にある玄海地区の漁業者の皆様にも前を向いていただきたいというふうに思っておりますが、今議会で提案されております「玄海地区いか釣り漁業等物価高騰対策緊急対策事業」についてお尋ねをしたいと思います。

提案の経緯と事業の目的について伺いをいたします。

○横尾水産課長Ⅱ玄海地区の主な漁業としては、イカ釣りなど天然の魚介類を捕る漁船漁業と、餌を与えて育てる養殖業の二つがあります。これらの漁業は、経費に占める燃料費や餌代の割合が高く、令和三年頃から続く世界情勢などによる価格高騰の影響を強く受けていました。加えて、中東情勢の影響により、四月以降、燃油価格、餌の価格が共に約二割上昇しています。漁業経営への影響が拡大しているところでございます。

このような中、玄海地区では呼子のイカで有名ないか釣り漁業がこれから最盛期を迎えるということから、佐賀が誇る地域ブランドを守ることも重要というふうに考えています。燃料費や餌代への支援により、漁業経営の今を支えるとともに、機器整備等への支援によって将来を見据えた経営基盤の強化を図ることを目的としております。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ特に、夜間照明を使用されるイカ釣り漁は、多大なる経費がかかると思っております。他の漁法も含めまして支援をなさるということでございますが、先ほど、令和三年からの価格高騰という御答弁をいただきましたけれども、それ以前から魚価が低迷しているという話はしゅっちゅう伺っております。養殖の方も厳しい状況ですけれども、漁船漁業の方、船を出せばとにかく赤字になるというようなお話も大変多く伺っていたところであります。

そこに加わってのこのイラン情勢の悪化でございます。心が折れそうになっている、そうした漁業者の皆様を支える大事な取組だというふうに思っています。そこで、事業の中身についてお尋ねいたしますが、燃油・養殖用飼料高騰緊急対策支援の内容についてお尋ねいたします。

○横尾水産課長Ⅱ漁船漁業につきましては、燃油、養殖業につきましては、餌の使用量に応じて支援金を支給し、高騰によるコスト増加分の一部を補てんすることで、漁業経営の下支えを行うこととしております。

具体的には、令和八年四月から九月までの間に使用した燃油や餌の使用量に応じて、燃油は一リットル当たり二十一・〇三円、養殖用の餌は一キログラム当たり十七・三七円の支援を行うものでございます。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ当然、上限はありますけれども、使用量に応じた支援を行っているく予定であるということでございます。

では、もう一つの「いか釣り漁業等経営継続支援特別対策補助」の内容についてもお尋ねしたいと思います。

○横尾水産課長Ⅱ内容につきまして、燃費性能に優れたエンジンへの更新、効率的な漁獲につながる高機能魚群探知機や、与える餌の量の削減につながるスマート自動給餌機、これらの導入に必要な経費を補助するものでございます。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ漁業で使う様々な機械類、そうしたものの更新とか高機能化に対して費用を補助するということでございます。これも当然、上限額、補助率なんかもございますが、漁業者の皆様をお支えするには、本当に安心材料になるというふうに評価をいたします。

今まで二点にわたって経済的な支援について、いわば止血的なところがあるかと思っておりますが、海の環境というものは、温暖化によって今後も年々悪

化が続いていくものと思っております。

そこで、最近、様々なメディアにおきまして陸上養殖についての報道を目にする機会が増えてまいりました。御案内のとおり、赤潮の発生にも関係なく、水温の上昇にも左右されないということで、新たな経営手法として注目されてきているわけでございます。

先日のNHKのニュースでは、ノリの陸上養殖というものが高知県において行われているという報道を目にしたところでございます。近年の高水温対策等、安定生産を実現して漁業を持続可能な産業としていくためのこうした取組も大事な視点ではないかと思っておりますが、佐賀県としては、この陸上養殖についてどのように認識しておられるのか伺いをいたします。

○横尾水産課長 陸上養殖につきましては、委員からのお話のとおり、今後の温暖化ですね、海洋環境の変化等がある中、非常に重要な技術の一つだということに認識しております。

生産環境を一定程度コントロールできるということは、非常に大きな強みではあります。現状、初期投資ですね、大規模な施設が必要というところ、また、生産コストが非常に高いということで、コスト面の課題がかなり大きくてこの点を踏まえて現在考えられることは、既存の海面養殖業に代わるものではなくて、補完する技術として重要じゃないかなというふうに考えております。

例えば、魚が小さい時期は環境の影響を非常に受けやすいので、その時期に陸上で養殖をして、その後、海面で養殖をするなど、種苗生産に近いようなこととなりますけれども、そういったことに関しては、非常に重要というふうに考えております。

以上です。

○木村委員 御答弁ありがとうございます。やはり多額のコストがかかるというところは、私も、様々な報道を見ながら思っているところでございます。

佐賀市内では、高木瀬のほうでサーモンを陸上養殖されているということを伺ったこともあります。異業種の方でありまして、多額の資金を持っている熊谷組さんがやられているというふうに聞きました。玄海の沿岸漁業の皆さんが、こうしたところに目を向けても、なかなか厳しいものがあるなど、今、お話を聞いて、さらに思いました。ただ、活路としては補完的に使えるのではないかなという話であります。

「唐津Qサバ」に関しまして、今おっしゃったようなことを実際にやっておられる段階にありまして、稚魚を一回、避暑地へ一時的な移住というように形で陸上で育て、水温が下がってから海面養殖に戻すというハイブリット方式はやむを得ず、やらざるを得ないということでございます。可能性として既存施設を使って陸上での養殖も検討したいというようなお話も少し伺ったところでございますが、やっぱりコスト面が大変なネックかと思えます。いろいろ組み合わせていただいておりますので、「唐津Qサバ」の復活も願うところであります。

では、最後の質問とさせていただきますが、先ほどから触れております気候変動、国際情勢の変動など、外的要因の変化によって経営が影響される状況を少しでも回避できますように、経費の支援というだけではなくて、海や漁村における地域資源の価値や魅力を活用し、雇用と所得を創出する海業など、魚価経営の多角化につながるような未来指向の取組が重要だと考えます。

県では、今後、玄海地区の水産業の振興に向けましてどのように取り組まれるのか伺いたします。

○横尾水産課長 玄海地区の水産業の振興を図るためには、これまで進めてきた水産資源の回復やスマート化による生産性向上に加え、気候変動対策や海業などの新たな視点での取組が重要であるというふうに考えております。

まず、気候変動対策としては、変化する漁場環境に柔軟に対応できる漁業経

営を目指し、例えば、いか釣り漁業と、はえ縄漁業を組み合わせた漁業の多角化など、新たな操業の在り方などについて検証を進めています。

この取組の背景としては、近年のいか釣り漁業において、高水温等の影響により、ケンサキイカの来遊状況が変化し、操業時期が短縮していることから、イカが捕れなくなった時期にイカ以外の魚種を漁獲するなど、他の漁法を組み合わせることで漁家収入の安定化を図るというものでございます。

次に、海業につきましては、地元漁協の取組を県がバックアップする形で進めております。例えば、佐賀玄海漁協が取り組む定期的な朝市の開催、これは今度の土曜日から二カ月に一回、開催されます。また、呼子地区の直営レストランの整備などに対し、県がこれまで取り組んできた唐津ん魚事業で得られたノウハウを活用し、県が情報発信キャンペーンや漁業施設を中心としたコンテンツ造成、漁業体験などのツアープランの企画化などを実施しています。

このような取組によって、漁村地域に新たな魅力を生み出し、県内外から多くの方々を呼び込むことが水産物の消費拡大や交流促進など、玄海地区の水産業の活性化につながるものと考えています。

今後とも、漁業者、漁協及び市町等の関係者と一体となり、気候変動に強く、将来にわたり持続可能な玄海地区の水産業振興に取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○木村委員Ⅱ ぜひともよろしくお願いいたします。様々な海業についても御答弁をいただきました。大変わくわくするようなお話だったかと思いますが、もともとあった長期的な課題もありますし、止血的な支援といえますか、短期的な課題への対応なども様々なわけですが、今おっしゃいましたように、この玄海地区漁業が持続的なものとなっていきますように、今後とも効果的な取組を期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○石井委員Ⅱ 私は、二項目について質問をしていきたいと思っています。質問

に入ります前に、今、ワールドカップでの日本人の活躍がすごくて、明日またスウェーデン戦があるんですね。ぜひ勝ってくればなと思ったかもしれません。

御承知と思いますが、サガン鳥栖には、かつて鎌田大地選手が所属してくれておりました。多分、高校を卒業してすぐだったと思います。二年ぐらいいたんですかね。もう外国に行きましたので、今、世界の一线で活躍してくれているということで大変うれしく思っていますし、ワールドカップの応援をしております。明日が楽しみです。

もう一人、僕が注目した選手がおりまして、新聞の記事を紹介させていただきましたと、六月でしたか、陸上の日本選手権四百メートル障害の後藤選手、高校二年生ですよ、十七歳、すごいと思いますね。かつて四百メートル障害の記録を持っていた方の記録を久方ぶりに破ったということで記事が出ておりました。

ちよつと記事を紹介しますと、衝撃の日本一だったと。男子四百メートル障害の後藤君がインタビューに答えて、鳥肌が立った、自分自身にびっくりだった。予選に引き続き自分でも信じられない気持ちが大きいと、高揚を隠さなかったと、こう書いてあります。今度、アジア大会に出るんですね。高校二年生でこれぐらいの選手ですから、世界が視野に入っているだろうと思います。目標というか、尊敬している人はウサイン・ボルトと書いてありましたので、京都の洛南高校だそうです。世界を見据えて、世界で通用するというか、世界でも優勝、金メダルを取る選手にぜひなつてほしいなと、そういうふう思っております。

最初の質問は、全国お茶まつり佐賀大会「SAGA茶祭二〇二六」と、今後のお茶の振興についてお聞きをしていきたいと思っています。

まず、全国お茶まつり佐賀大会についてお伺いをしていきます。

全国お茶まつりは、全国の茶業関係者が一堂に会し、品評会などを通じて茶の生産改善と消費の拡大をし、茶業の発展を図ることを目的としております。毎年、開催されております。今年は節目の年となります第八十回大会が佐賀県で開催することが決定しまして、今、準備を着々とやっていたいただいていると思います。

この佐賀県での開催は、平成十一年以来二十七年ぶりということになっております。平成の大会から遡って、前回大会が行われたのは平成十一年でありました。恐らく茶の生産面積、あるいは販売額の本県のピークを記録した時期ではないだろうかと思っています。産地にも活気がありましたね。ちょうど私が県議会議員になって一期目の頃だったと思います。その当時の知事は井本知事でした。この全国大会の誘致について一般質問を、この間、事務局の皆さんにお世話いただいて議事録を改めて読み返したんですが、もう二十七年、二十八年たつのかなと、そういう感じがいたしております。

しかし、最近といいますが、それからどんどん、どんどん、お茶の状況が厳しくなりまして、現在の本県の茶産地を見ますと、リーフ茶の需要の減、あるいはペットボトル茶の普及、粗茶価格の低迷、燃料価格の高騰、こういった厳しい状況が長く続いたことから、生産者の収益性が低下し、お茶の生産面積は年々減少するとともに、荒廃園も目立つようになりました。余談ですが、ソーラーが非常に増えたりしてまして、その辺に行くと、ちよつと何とも言えない複雑な気持ちになります。

幸い、この一年は世界的なてん茶需要の拡大によりまして、国内でてん茶への転換が増加し、煎茶の供給量が減少したことから、荒茶単価は過去最高を記録しております。こうした状況がいつまで続くのかは不透明だと思っています。

私の地元になります嬉野に目を向けますと、全国茶品評会では、「蒸し製玉緑茶の部」と「釜炒り茶の部」において、いわゆる最高賞となります農林水産

大臣賞や産地賞を受賞して、三年連続四冠を達成しているんですね。これ、皆さん、御存じだと思います。これは後で触れますが、三年連続というのが、いかに大変なことかということ、すばらしいことかということでもあります。

この嬉野茶は、全国有数の品質を誇るブランド茶として、県産茶を率先して導いてきた、そういう高い評価を受け続けてきておると思います。若い生産者の方たちは、そうした高品質な茶の生産により収益性を向上しようと、経営規模の拡大、新たな商品づくり、そういうものにも取り組んでおりまして、大変頑張ってくれていると思っています。

この全国の茶業関係者が集う全国お茶まつり佐賀大会、これは嬉野茶をはじめとした県産茶の認知度を高め、県内茶農家の皆さんが全国の茶農家の皆さんと切磋琢磨して、県内産地の活性化を図る絶好の機会だと思います。茶業関係者が一丸となつて、この大会を成功させなくてはならないなど、そういうふう

に思っております。

初めの質問に入りますが、県産茶の栽培面積と生産量の推移であります、県産茶の栽培面積と生産量の推移はどのようになっているのでしょうか。

○田川園芸農産課長 県産茶の栽培面積につきましては、農林水産省の統計によりますと、平成十一年の千七十ヘクタールをピークに減少を続けておりまして、令和二年には七百五ヘクタールとなっております。

なお、国の統計調査は、令和二年を最後に統計値の公表が終了しているため、それ以降は茶の全国団体の調査結果ということになります。それによりまして、令和六年は五百五十八ヘクタールとなつているところでございます。

また、荒茶生産量につきましては、平成十一年が二千トンで、平成十六年の二千七百七トンをピークに減少し、令和六年には八百五十三トンとなつているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ確実に減っておりますね。

次に、県内の茶の生産農家の戸数の推移がありますが、この生産農家の戸数の推移はどのようになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ市町からの報告により把握しております平成十四年以降のデータを見てみますと、県内の茶生産農家戸数は、平成十四年の千八百八戸から令和六年は二百六十九戸に減少しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ大幅な落ち込みですよね。この数字を見ると本当に心配になります。

そういうことを頭に入れながらの質問になりますが、県産茶の販売額の推移はどういうふうになっておりますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ西九州茶農業協同組合連合会の販売実績によりますと、平成十一年の約三十億円をピークに、令和六年には約八億円まで減少していたところでございます。一方で、直近の令和七年につきましては、世界的な抹茶需要の拡大を背景に、荒茶単価が高値で推移していることから、販売額は約十億円となりまして増加に転じたところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱありがとうございます。本当この数字を見ると、大丈夫かなという感じがしますよね。実際のところ、若手、中堅の人たちは、そういう危機感も含めて、技術の向上とか、いろんな工夫をしながらお茶の生産をやってくれておりまして、全体的にはそういうことで非常に厳しい数字ですけれども、中に入っていくと、私どもの地区に岩屋川内という地区がありまして、ここが今、嬉野茶の若手、中堅が一番元気がいいところで、また、それなりの努力もしてくれております。ですから、彼らは、いろんな要望とかお願いを私どもにもしてくれそうですけど、そういうことを頭に入れながら今日は質問しております。

ので、ぜひ理解をしていただければなと、そういうふうに思います。

そして、お茶の輸出が非常に好調だという話があります。このお茶の輸出の実績の推移、近年、世界的に、いわゆるてん茶の需要が拡大しておるといことを私どもも聞きますし、いろんな報道もされております。

お茶の輸出額の推移はどういうふうになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ我が国の緑茶の輸出量につきましては、財務省の貿易統計によりますと、平成二十八年の四千八百トンから令和七年には一万二千六百十二トンと、この十年間で約三倍になっております。

また、緑茶の輸出額につきましては、直近の令和七年は、七百二十一億円で過去最高となったところでございまして、十年前の平成二十八年の百十六億円から見ますと約六倍、前年の令和六年の三百六十四億円から見ますと約二倍となっております。これは世界的な抹茶需要の拡大により輸出が大きく伸びていることによるものでございます。

なお、県産茶の輸出量につきましては、佐賀県茶商工業協同組合に加盟する茶商への聞き取り調査の結果によりますが、これを見ますと令和二年度の三百五十キログラムから令和六年度には三千八百十五キログラムへと増加しております。

また、輸出額につきましては、輸出量から算出した推計値でございしますが、令和二年度の約三百五十万円から令和六年度には約四千四百万円と増加しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ栽培面積、生産量、茶農家の戸数、販売額、そういうことを今議論させていただきました。そういう状況の中で、今年、全国お茶まつり佐賀大会を開催するわけです。そういうことを思いながら、全国お茶まつり佐賀大会について質問していきたいと思っております。

まず、準備の状況ですが、既に始まっているということは、勉強会等でも報告を受けました。この全国お茶まつり佐賀大会の準備の状況はどのようになっていますか。

○田川園芸農産課長Ⅱ全国お茶まつり佐賀大会につきましては、嬉野茶をはじめとします佐賀のお茶の魅力を全国に発信するとともに、本県茶業関係者の意識高揚であるとか、生産技術及びブランド価値の向上など、今後の茶業振興につながる絶好の機会と捉えまして、関係機関・団体と連携しながら準備を進めているところでございます。

具体的には、令和六年十二月に、県、それから茶の生産市町、JAグループ、茶生産者団体、それから佐賀県茶商工業協同組合などで構成いたします大会準備委員会を、そして、令和七年十月には、その大会準備委員会に全国組織を加えた実行委員会を設立しまして、事業計画や収支計画を決定するとともに、品評会部会や運営部会などの四つの部会を設置したところでございます。

現在は、設置した各部会におきまして、ポスターなど広報素材の制作・配布、それから各種イベントの具体化を進めるとともに、本番を見据えてリハーサルなどを実施しているところでございます。

さらに、佐賀インターナショナルバルーンフェスタやプロスポーツイベントなどと連携したPR活動を展開するとともに、県内で開催される各種イベントとも連携しながら、大会の認知度向上と機運情勢に取り組んでおります。

今後も、関係機関・団体と一体となって準備を着実に進め、全国から訪れる茶業関係者や消費者の皆様は、佐賀のお茶の魅力を十分感じていただける大会となるよう、準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ今のところ、準備は順調にいつているということで理解してよろしいですね。もし足りないところ、ここはこういうふうに加えたほうがいい

かなというところがあれば、ぜひ加えていただきたいと思います。何よりも、そういう方たちが一堂に会して一つの目的に向かってやるというのは、これはやっぱり素晴らしいことなんですよね。今のお話を聞くと順調にいつているということだけでひと安心をいたしました。が、手を緩めないで、これから成功に向けて頑張つてやつていただきたいと思います。

そうしますと、開催の内容ですが、全国お茶まつり佐賀大会の開催の内容についてお願いいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ本大会は、「SAGA茶祭2026」というのを愛称としまして、キャッチフレーズを「佐賀で味わう、日本茶の新時代。」としております。本県は、栄西禅師や売茶翁ゆかりの地として日本茶文化の発展に深く関わってきた歴史があることから、本大会では、そうした歴史や文化とともに佐賀のお茶の魅力を広く発信してまいります。

開催内容につきましては、まず、主要行事としまして、本年八月に嬉野市で全国から優れたお茶を集めて審査を行う「全国茶品評会」を、それから、翌九月には出品茶を対象とした入札販売会を開催いたします。次に、十一月には品評会などの表彰授与を行う式典や、全国の茶業青年が品質鑑定技術の向上や相互交流を図る「全国茶業青年の集い」を開催するとともに、県立博物館・美術館にて、茶の魅力やおいしさを体感していただく消費拡大イベントも実施いたします。

このイベントでは、市町やJAなどにも出展いただき、各地域の観光資源を紹介する予定としております。また、イベントに向けては、プロスポーツイベントと連携したPRなどによりまして、若年層などの新たな層へのアプローチも進めてまいります。

本大会を通じて、佐賀のお茶の品質の高さや多様な魅力を広く発信し、本県茶業への理解促進と新たな需要の創出につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 今、お話をいただいた中で「全国茶業青年会の集い」、これ、課長さんの答弁を聞きながら二十七年前を思い出しております。私も参加させていたideしておりますけど、若手があれだけ集まると活気もあるし、それから、将来に向かってお互いに頑張っていこうという気にもなったようなことを今思い出しております。ぜひそういうふうになるように、仕掛けとか仕組みとかいろいろ考えていただくといいと思いますけど、頑張っていたきたいと思ひます。

それでは、お茶の振興が非常に大事になってきます。この全国お茶まつり佐賀大会の開催は、本県茶農家が全国茶農家と交流し、意欲の向上を図る上で大きな役割を果たすことができると思います。これは私が先ほど聞いた茶業青年会の若手同士の交流とか、当時、そういうことが活発に行われておりましたから、今回も行われると思いますが、何かいろんな工夫があれば工夫していただければと、そういうふう思っております。

この全国お茶まつりを、いわゆる一過性に終わらせたら駄目だと思うんですね。そこには先ほど申し上げましたように、お茶に関係するいろんな方が集まっていたくんですけど、その中には、もしかしたらお茶に関係がないけど非常に造詣が深いとか、いろんな方がいらつしやるかもしれないし、県民の中に、こういう方も入れたらどうかということがある、そういうことを内部でぜひ検討していただければと、そういうふう思ひます。

お茶の振興について、一過性で終わらせることなく活性化を図っていくため、県ではお茶の振興について今後どのような取組をしていくのかお伺ひいたします。

○田川園芸農産課長Ⅱ 委員おつしやるとおり、本大会は、開催して終わりではなく、その成果を今後の茶業振興につなげていくことが何より重要だといふ

うに認識をしております。

本県の茶業は、生産者の高齢化や担い手不足、栽培面積の縮小に加え、資材価格の高騰やリーフ茶需要の減少など、厳しい状況に直面している一方で、世界的な抹茶需要の拡大や全国茶品評会における高い評価など、本県茶業がさらに発展をする可能性も大きいと考えております。そうしたことから、生産対策と需要拡大対策を両輪として産地の競争力の強化に取り組んでまいります。

具体的には、まず、生産対策におきましては、乗用管理機などの導入支援や老齡茶園の改植、それから、生葉集荷の集約化や荒茶工場間の連携促進などによりまして、生産性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

さらに、玉緑茶や釜炒り茶といった本県の特長ある茶づくりを継承、発展させながら、抹茶の原料であるてん茶など需要の高い茶種への対応も進め、市場ニーズに的確にこえる産地づくりを進めてまいります。

次に、需要拡大対策におきましては、全国茶品評会や日本茶アワードでの上位入賞を目指した品質向上の取組を支援するとともに、試飲会や淹れ方教室などを通じてお茶のおいしさや楽しみ方を体感していただく機会の充実を図ってまいります。

加えて、小売店や飲食店などと連携したPRや、SNSを活用した情報発信により、若年層を含む新たな消費者層の開拓や販路拡大にも取り組んでまいります。

県としましては、本大会を契機として茶生産技術、製茶技術の向上、販路拡大などの取組をさらに強化しまして、県産茶の需要拡大と産地の活性化につなげ、次世代に誇れる茶産地づくりを進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ ありがとうございます。締めになりますけど、井手部長にお伺ひいたします。茶の国内最大級の祭典であります全国お茶まつりが本県で開催さ

れる今こそ、県産茶の需要拡大を図る絶好の機会と考えております。

県産茶の需要拡大に向けた思い、そういうことをお伺いしたいんですが、私を県議会に出していただいて三十一年になりますかね。毎年、私は約束として新茶のシーズンにお茶工場を、組合、個人工場を含めて回るんですね。最初は、本当、お茶は分かりませんでした。どういう過程でできていくのか、どれが柔捻機なのかとか、実際見ないと分からないと思います。そういうところから出発して三十年近く回ると、自然とじゃないですけど、だんだんお茶のいろんなことが分かってきて、非常に奥が深いのは間違いないんですが、お茶の産地の嬉野に限らず、県内の産地、北波多、唐津、伊万里、こういうところもありますけれども、今、なかなか厳しい状況に陥っています。先ほど課長さんから答弁がありましたように、平成九年前後がピークですよ、三十億円の売上げがあったと。それが抹茶ブームで十億円ぐらいになったといえますから三分の一ですよ。これはすごい数字だと思います。みんな頑張っています。

ここ二、三年、私が改めて茶の生産者の方から聞くのは、やっぱり高齢化ですね。これがもつと進んでいるということ、それから、若い担い手が少なくなってきたということ、これ、非常に危機的なところもあります。じゃ、なぜ若い人が継がないかという、最終的には生活がかかっているんですよ。生活できないと、いくら作れ、作ってくれと言ったって、それは無理なんですよ、そういうところ。あるいは行政にお願いができない取付道路とか、荒れているお茶園を自分たちの資金でやるというのは、これまたなかなか厳しいところがあります。

そういう様々な意見がある中で、ここ二、三年感じているのは、担い手の不足と高齢化です。それと意欲ある生産者の方から聞くのは、行政がもう少しとどうか、販路の拡大、販売の拡大、こういうことを何とか後押ししていただけないかと。やっていただいているんですよ。でも、課長から話がありましたよ

うに、やってはいただいているんですけど、もうひと押し、ふた押しぐらいお願いできればなど、そういう話がありますので、そういうことを前提に井手部長に答弁をお願いします。

○井手農林水産部長 Ⅱ 私からは、県産茶の需要拡大についてお答えします。

様々な課題がある中で、産地が持続的に発展していくためには、やはり稼ぐ力を高めることが不可欠だと思います。私自身、産業労働部長時代から、その考えは一貫しておりまして、常に目線の先には事業者の皆さんや生産者の皆さんを置きながら、所得向上や収益力の強化につながる取組を意識してきました。これにより、地域産業の活性化や雇用の安定にもつながるものと考えております。

こうした考え方の下、第八十回全国お茶まつり佐賀大会についても、大会の成功はもちろんのこと、嬉野茶をはじめとする佐賀のお茶の販路拡大にもっともつとつながっていくことが大切だと思っております。そのため、生産面では、これまでもコスト低減や経営力、技術力の向上に向けた支援を進めてきました。こうした姿勢は全く変わりません。また、流通面では、隣県に八女茶の産地がありまして、県東部では、その流通が多い状況も踏まえながら、全国茶品評会で三年連続四冠を達成し、日本一となった実績、実力を生かしまして、ブランディングと発信を強化していきたいと思っております。

その上で、今後は取扱店舗や飲食店の拡大、試飲機会の創出などにより県内の消費を広げていきたいと思っております。加えて、県外や首都圏でのフェアや商談会、店頭の販促活動などに取り組み、さらに、海外も含めた販路開拓を進めることで、幅広い市場での需要拡大につなげていきます。

あわせて、世界的な抹茶需要の高まりにも対応しながら、そもそものが素晴らしい嬉野茶をはじめとする佐賀のお茶の価値をさらに高めることを目指していきます。そのためには産業労働部との連携は不可欠です。議員がおっしゃられ

たように、多くの方々を取り込みながら取組を一体的に進めることで、全国お茶まつりを契機とした一過性にとどまらない持続的な需要拡大につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○石井委員Ⅱありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今の井手部長の答弁の中にいろんなことが入っております。一つだけ、三年連続産地賞、農林水産大臣賞受賞、これはすごいことだと思うんですよ。よその県ではなかなか、鹿児島だって、静岡だって、できないじゃないですか。それを佐賀県がやっていると、実績があるということを、これは佐賀県だけじゃなくて、嬉野市も、それから関係の市町の方たちも一緒になって何とか、何回も言いますが、本当に三年連続産地賞、農林水産大臣賞というのは取れないと思うんですね。それなりの準備から、ずっとやるまでの過程を、本当にいろんな人が努力をしてくれて、こういう賞が取れていますので、これはもともと使った手があるような気がしますので、どうかよろしくお願いします。

○桃崎委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開します。

午後零時十一分 休憩

午後一時十分 開議

○桃崎委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石井委員Ⅱトレーニングファームによる新規就農者確保の取組について質問していきます。

県では、新規就農者の確保、育成を図るため、平成二十九年年度から実践研修施設であるトレーニングファームの設置や園芸団地の整備を進め、「さが園芸88運動」を担う園芸農家の育成に取り組まれてきました。

私の地元であります杵藤地区では、キュウリ、トマト、イチゴのトレーニングファームがあり、多くの研修生を受け入れ、二年間の研修を通じて、それぞれの品目を支える優れた人材を輩出されております。キュウリなどでは、栽培面積、販売額の増加などを通じて、担い手の減少が続いていた産地のV字回復につながっています。

その一方で、最近、トレーニングファームを経て就農した生産者から、経営状況が厳しいという切実な悩みを聞くようになりました。

昨今の物価の高騰や最低賃金の改定などによる経費の増加や夏場の高温の影響などによる収量の伸び悩みによって農業所得が減少しております。特に、今年に入ってからの中東情勢に起因する生産資材の調達難や価格の急騰など、経営環境が大きな変化の中で今後の経営に不安を感じられています。トレーニングファーム生の多くは、佐賀県の農業に魅力を感じ、希望を持って他の産業から農業者を志した方々であり、県をはじめ、市町、JAが連携し、しっかりと支援を講じていく必要があると思います。このトレーニングファームの設置の状況、研修、就農実績についてお伺いをしていきます。

まず、トレーニングファームの設置の状況はどのようになっていますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ新規就農者を確保、育成する取組であるトレーニングファームは、これまで五カ所に設置しております。具体的には、平成二十九年年度に武雄市にキュウリ、佐賀市富士町にホウレンソウ、平成三十年度に鹿島市にトマト、白石町にイチゴを設置しております。その後、令和四年度にピーマンのトレーニングファームを神埼市脊振町、佐賀市の三瀬に設置しております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ次に、研修生の受け入れの状況ですが、これまでの研修生の受け入れ状況はどのようになっていますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ現在までの研修生の受け入れ実績は、キュウリ三十七名、ホウレンソウ十八名、トマト十三名、イチゴ二十五名、ピーマンは五名となっております。合計九十八名の研修生を受け入れている状況でございます。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ九十八名の方がいらっしゃるということ、大変な戦力になっているんじゃないかなというふうに感じます。

このトレーニングファームの修了生の経営の状況ですが、物価高の影響を受けておられるのではないかと思います。この修了生の経営は、どのような状況にあるのでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ物価高騰に加えまして、中東情勢の影響によりまして、生産資材価格や施設整備費が上昇しております。また、夏場の猛暑により、キュウリでは褐斑病の発生により収量が減少し、イチゴでは需要期である年内の収量が低下しております。

このような中、トレーニングファームの修了生からは、重油価格の高止まりが経営の負担となっている、また、選果場利用料などの各種経費が年々増加している、そういった声が上がっております。

物価高騰や気候変動の影響などによる収益性の低下のため、初期投資が大き

イトレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営は、大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 厳しい状況にあるということですが、その厳しい状況の一例を挙げるができますか。

○莊山農業経営課長Ⅱ 実際、そういった経費の部分で負担が大きくなっているというところで、例えば、重油価格というと、施設キュウリとかトマトとかに使われますが、令和二年度と令和七年度を比較しますと一五七%という形になっております。また、選果場利用料も同様に見ますと、一三%ほど増加しております。また、最低賃金も令和二年度と比べると三〇%ほど上昇しておりますので、そういったところが経営に影響が出ていると考えております。

以上です。

○石井委員Ⅱ 修了生の経営安定に向けた支援ですが、これはどんな支援に取り組んでこられたんでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ これまで県では、負担軽減と将来に向けた投資を一体的に支援することを基本に、三つを柱としまして、経営支援、コスト低減、技術支援に取り組んできたところです。

まず、一つ目の経営面では、就農前後に地域農業振興センターによる経営に関する助言や、経営管理に関する研修などを通じまして、農業者の経営力向上を支援してまいりました。

また、本年三月からは、就農初期段階の農業者を対象としまして、県やJAなどでサポートチームを編成するとともに、中小企業診断士と連携し、確定申告書や借入金情報などに基づく経営判断と解決方法などをアドバイスする経営改善支援を実施しているところでございます。

次に、二つ目のコスト低減でございますが、施設整備に対する補助率や補助

上限額のかさ上げ、燃料費への支援、気候変動に対応した資材等の導入を支援してまいりました。

さらに、三つ目の技術的な支援については、イチゴの高単価時期の出荷につながる株冷処理というものがありますが、そういった技術の導入を推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ 分かりました。今、課長から答弁がありましたが、現状はもっと厳しいかもしれないと僕は思っているんですね。ここ一、二年ですよ、厳しいという話を聞かせていただくのはですね。僕は、何人かから聞いているんですが、作るほうは、いわゆるプロと言っているんですね。ところが、経営とか、いろんなものを駆使してやるというのは、時間もありませんし、多分、そこまですが回らないというか、難しいのかもしれないですね。ですから、これは現場の意見をしっかりと、もう一回吸い上げられたほうがいいんじゃないかと僕は思うんですね。そうしないと、だんだん、ずるずるになっていく可能性が十分ある。

だから、せっかくよその県から、あるいは県内から、意気に感じて新しい分野に参入する人もいるでしょうし、ぜひやりたいという形で参入しても、なかなかその辺で、経営的なもので行き詰まったりすると非常にきつくなるという感じがするわけですよ。

ですから、これ、ぜひ内部で、いろんなところから情報を収集していただいて、そして、いろんな方法があるかもしれないので、早いうちに手を打っていただきたいなと、検討していただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○莊山農業経営課長Ⅱ 今後の取組という形でお答えをさせていただきます。

イトレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営環境が厳しくなる中、

現場の実態を踏まえながら、必要な支援を複合的に実施していくことが必要と考えております。このため、引き続き、先ほど申し上げた三本の柱といったところで支援をしていきたいと考えております。

まず、経営面では、県とJAなどによるサポートチームを組みましたが、そういったところの個別の経営相談の機会や回数などを増やして支援を充実させていきたいと考えております。

また、新たな取組としまして、全国段階の教育機関と連携しまして、例えば、経営計画や資金繰りをテーマとしたオンライン講義というものも今年度実施するように計画しております。

次に、コスト低減の面では、中古ハウスの活用やリノベーションの強化、コストを抑えたハウスの標準仕様の検討など、新規就農時の初期投資の一層の負担軽減を進めていきたいと考えております。

加えまして、現場の声とかを聞いておりますと、施設のリース料あたりのところも非常に厳しいと、負担になっているということもあつたりしております。その施設の利用料や運転資金の償還について、期間の延長など、農家とリース事業者や金融機関との調整、そういったところを県として後押ししていきたいと考えております。

さらに、技術面では、農業振興センターとJAが連携し、先ほど言った高温対策とか、資材、燃油等のコスト低減などをテーマとした研修会を開催して、トレーニングファーム修了生などの技術力向上にも取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、関係機関と一体となって、また、委員御指摘のとおり、現場の声も聞きながら、トレーニングファームの修了生を含む新規就農者の経営安定を図り、本県農業を支える担い手の確保、育成に力を尽くして取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○石井委員 Ⅱありがとうございます。ぜひ今おっしゃったようなことをきめ細かくやっていただきたいと思います。

最後に、部長に決意等お伺いをさせていただきたいと思いますが、現状は、もしかしたらもつと厳しいかもしれません。今、課長から答弁いただきましたが、きめ細かい支援が大事だなと思うんですね。そして、途中で断念する人も実際に出てきております。断念した理由は、どういうものがあつて断念したのかとか突き詰めていくと、さつきお茶のところをいたしました、生活ですよね、どうしてもそこにかざるを得ない。単身の人もいる、御夫婦もいらっしゃる、それから子育て世代の方もいらっしゃる。特に子育て世代の方たちは、これはリース事業ですから、返金が始まるまではいいんですね。始まった途端に猛烈にきついという話をされて、これじゃちよつとかなかなか生活できないということがあるんですよ。だから、この辺もぜひ研究をしていただきたい。それから、ほとんど自己資金なしで就農されているんですね、これ、ちよつと分かりませんが。だから、自己資金もある意味、必要なのかもしれない。自己資金がどれぐらいあれば何とかしのいでいけるというのが、こういうことは研究をしないといけないのかなという感じがしますね。本当に作ることにしては大したものだと思います。しかし、経済的なこととか、経営の面とか、その辺が忙しくてなかなか手が回らない。

もう一つ、僕が提唱したいのは、イチゴとか、トマトとか、キュウリとか、これだけ、単品だけじゃなくて、もう一つぐらい、複合じゃないですけど、加えてしのげるぐらいの稼げる何か農産物がないのかなという、そういう話も出たりしています。

それともう一つ、あまり時間をとらない形でできるオペレーターはどうかとか、そういう話も出ておりますので、そういうのもぜひやっていただきたいと

思います。

本当に返済が始まったらきつみたいですよ、数字に現れているみたいですから、たまたま今議会に陳情が出てきていましたね。ほとんどこういう悩みなんですよね。ですから、こういうものもぜひやっていただければなど、そういうふうに思います。

農業県佐賀と言われて久しいじゃないですか。すばらしい農産物を作っているだいていますよね。米、麦、大豆、ミカン、本当に佐賀の力。私、新潟県議会に仲間がいますして、新潟のコシヒカリと佐賀の「さがびより」と食べ比べしようじゃないかと、そういうことをやりたりして、なかなかうまくいってもらったりしています。

それから、ここ二、三年、「にじゅうまる」を全国の知り合いに送ります。なんか感動したという電話をもらいます。そういうすばらしいものを、「佐賀牛®」にしても何でもそうですが、佐賀県は自慢できるというか、生産者の方が本当に真面目に精魂込めてお作りになったものが、それを佐賀県は、さつきのお茶じゃないですけど、宣伝下手じゃないかもしれませんけど、そういうところにも財政当局とやり合って少し予算を取ってやるのも一つの方法かもしれませんよね。

ですから、すばらしい農産物を作っているだいていますので、ぜひ農業県佐賀の復活を、佐賀県は農業県ですから、農業が元気じゃないと絶対駄目だと僕は思っていますので、そういうことを含めてぜひ頑張っていたきたい。お願いします。

○井手農林水産部長Ⅱすばらしい農産物を作っているということで、私も全くそう思います。研究していくようにという話がありました。もちろん考えていきます。

トレーニングファーム自体、あらゆる分野においてそうなんです、基軸と

なるのは人だと思えます。人材を育成するということは、県にとって未来につながる極めて重要な取組だと思っております。その中でトレーニングファームは、「さが園芸888運動」を支える重要な取組であります。修了生は高い技術を身につけていただき、就農一年目からトップレベルの成果を上げていただいております。まさに人材育成の成果が現れていると思います。ただ、現在、物価高騰や猛暑に加えて、中東情勢の影響で施設整備費などのコストが上昇して、初期投資の負担が大きいトレーニングファーム修了生の経営環境が厳しくなっているという認識でございます。

こうした中、稼ぐという力という点では、これまでもコスト低減、あとは経営力支援、技術力支援の三つを柱として、目の前の負担軽減にとどまらず、将来につながるような取組を一体的に進めてきておりました。

今後も、育成した人材が活躍できる環境を整えるために必要な支援は行っていきますし、どういう支援が必要かということも検討していきたいと思えます。情報収集も行いながら、先ほど課長も答弁しましたが、コストを抑えた中古ハウスの活用強化や、施設のリース料、運転資金の償還期間の延長に向けた金融機関との調整の後押しなど、情勢に応じた取組を複合的に実施していきたいと思えます。

トレーニングファームについては、これから県も課題にしっかり向き合いながら、必要な見直しを行いながら、前に進むようにしていきたいと思えます。そのため、効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨みます。

私からは以上です。

○石井委員Ⅱ部長、ありがとうございます。先ほど課長からも答弁があつておりました三本の支援をぜひ実現していただければなど、そういうふうに思います。そして、県とJA、この辺ももう一回、何かできるものがないかなというぐらいのことをぜひ話し合いをしていただければなど、そういうふうに思っ

ております。

今回、農林水産部に二本、質問させていただきました。どれを取っても本当に大事な大事な、大切な施策だと思います。どうか全力を挙げて取り組んでいただきますように心からお願い申し上げます。終わります。

○酒井委員「こんにちは。県民ネットワークの酒井幸盛でございます。最後の質問者になりますが、時間は十分あるようでございますので、じっくりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中東情勢の緊迫化が、県民生活及び経済活動へ影響を与え、アメリカとイスラエルのイランへの軍事作戦開始から約四カ月近くになろうとしております。

先日、戦闘終結の合意の発表があったものの、いまだ先行きは不透明な状況にあります。近年の国際社会における大国の自国第一主義の行動を危惧すると同時に、対立と分断の連鎖が続く世界を憂慮しております。こうした中、原油輸送の要衝であるホルムズ海峡は、通過した船舶はあるものの、自由で安全な航行が再開されておらず、世界経済に大きな影響を与えております。

国内を見てみますと、原油価格の高騰、ナフサ不足により、燃油や資材、日用品の価格上昇、流通の目詰まりなどが生じ、佐賀県内に様々な影響が出ております。また、物価高により、特に中小企業、農業、漁業者、医療機関等に多くの痛みが起きております。

そうした中で、有明海のノリ養殖は厳しい三年間を経て、四年ぶりに販売枚数、金額ともに日本一を達成されました。本当にうれしいことであります。皆さん、御存じと思いますが、新聞にも大きく載っております。そうした中で、漁業者をはじめ、官民の関係者が一丸となって全力で取り組まれたことが実を結んだものであり、本当に佐賀県の誇りであります。改めて関係者の方々に深く敬意を表しますとともに、農林水産商工常任委員会の質疑をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在、農業と農村が非常に厳しい状況にあるため、農業と農村を守るためにどうすればいいのか、議論したいと思っております。

国内では、二〇五〇年には農業経営体が二〇二〇年対比で約八〇％減少すると言われております。担い手がそのまま減少すれば、農業産出額が半減すると予測されております。こうした事態に対応していくためには、農業従事者の確保と所得水準の向上、さらには、農産物の価格決定権を農業者が持つことが重要であり、本県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れる担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが重要になります。

また、私は、農業の未来を若者だけに依存するのではなく、人生後半から挑戦する方々も含めた多様な担い手を取り込み、さらに、技術、経営力の向上に向けてもしっかりと支援を行うなど、佐賀県農業が未来へつながる好循環を拡大するために、県民や市町、農業団体が一体となって振興に取り組む必要があると思っております。

そこで、第一問目の質問でございます。佐賀県における園芸振興の取組について、「さが園芸888運動」。

本県農業の持続的な発展のためにも、収益性の高い園芸農業の振興が極めて重要であることから、佐賀県では、令和元年度から生産農家や、JA、市町と一体となり、「さが園芸888運動」を展開されております。

運動では、収益性の高い園芸作物の生産・販売など、稼ぐ農業を実践する農家を増やし、そうした農家の姿を見て、新たな担い手が次々に就農するような好循環を生み出すことで園芸産出額の向上を目指すこととされ、今年度も施設整備の補助事業をはじめとした「園芸888運動総合対策事業」はもとより、施設園芸と露地園芸農業の試験研究や振興対策、そして、佐賀県が育成した「いちごさん」を中心としたイチゴの振興にもしっかりと取り組まれていると認識い

たしております。

そこで次の点について伺います。

まず、「園芸８８総合対策事業」について。

本事業では、県内各地に好循環を創出するように、施設整備などに取り組みられております。そこで、次の点について伺います。

これまでの取組ですが、この「園芸８８総合対策事業」において、これまでのように取り組んでこられたのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本事業では、収益性の高い園芸農業を確立するため、農業者が行う園芸用ハウスや省力化機械などの導入を支援するハード事業と、それから、技術実証習得や経営継承等の品目に応じた取組を支援するソフト事業に取り組んでおります。

まず、ハード事業につきましては、園芸用ハウスなどの栽培施設、収穫期などの省力化機械並びに光合成促進装置などの高品質化機械・装置などの導入や園芸用ハウスの長寿命化、それから、コスト削減のための中古ハウスのリノベーションなどに対する支援を実施してきました。

また、新規就農や規模拡大の受け皿となる園芸団地の整備を推進しておりますが、園芸団地内に整備をする場合、ハウスへの補助率を引き上げて支援をしております。これまでに整備中の地区を含めると、園芸団地は四十一地区、八十一・六ヘクタールまで拡大をしたところでございます。既に八十二名の入植者が生産を開始するなど、担い手の確保と産地の維持強化につなげたところでございます。

他方、ソフト事業につきましては、まず、施設園芸では、ハウス内の栽培環境の見える化を図るための環境測定装置の導入によります環境データに応じたきめ細かな管理技術の習得でありますとか、露地園芸では、作付面積の拡大に応じた支援金の交付。果樹では、園地流動化に向けた話し合いや品質向上のた

めのマルチ資材導入といった品目に応じた支援に取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。それぞれ機械の導入なり補助率の向上というところで取り組まれておるようでございます。

今後、「園芸８８総合対策事業」にどのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本事業によりまして、県内各地で園芸団地への入植や生産性向上の取組が進む一方で、施設、機械整備費の高騰や気候変動の影響による収量、品質の低下など、農業経営を取り巻く環境は、厳しさを増しているというふう認識をしております。

ハード事業におきましては、これまでも補助率や補助上限額の見直しなど、状況に応じて対応してきたところでございますが、中東情勢の影響によります生産資材の価格急騰など先行きが不透明であることから、中古ハウスのマッチングやリノベーション支援の強化など、動向を注視しながら、必要な見直しを検討してまいります。

また、ソフト事業におきましては、近年、急速に進行する気候変動に適應するための技術実証に対する支援を適宜追加するなど、状況に応じた見直しを行いつつながら、引き続き、収量、品質の向上等の取組を支援することで、本県園芸農業が持続的に発展するよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。これまでの取組、また、今後の取組について、好循環を創出するように施設整備に取り組まれておるようでございますので、ありがとうございます。

次は、「園芸８８調査研究事業」についてお尋ねします。

施設野菜では、生産向上を図るため、省力かつ高収量となる栽培技術の開発に向けた試験研究など幅広く取り組まれておりますが、そこで、次の点についてお尋ねいたします。

この「園芸８８調査研究事業」において、これまでどのように取り組んできたのかをお尋ねいたします。

○田川園芸農産課長「本事業におきましては、施設野菜産地の振興を図るため、気候変動への対応や省力化、生産性向上など、品目ごとの課題に対応した技術の研究開発に取り組んでおります。

これまで研究開発を進めてきた内容を二つお答えをいたします。

まず一つ目ですが、県育成品種「いちごさん」の収量・品質向上技術の開発につきました。夏場の高温条件下におきましても、年内の収量を安定的に確保するため、冷蔵庫などを活用して苗を強制的に冷却する株冷処理技術の効果検証でありますとか、果実品質の向上を図るため、果実が正常に着色しない「まだら果」や奇形果の発生要因の解明と、その対策技術の確立に取り組んできたところでございます。

次に二つ目として、ハウス内環境データ分析システムの開発につきました。農家圃場に設置されたＩＣＴ機器が取得する温度や湿度、日射量などの環境データを見える化して最適条件へとコントロールすることにより生産性の向上を図るため、県内の施設園芸農家や指導機関が環境データをクラウド上に集約して共有、そして分析するシステムの開発を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員「ありがとうございます。研究開発について努めてきておることでございます。

今後、「園芸８８調査研究事業」にどのように取り組んでいこうとされて

いるのか伺います。

○田川園芸農産課長「「いちごさん」の研究につきましては、株冷処理技術の確立と、その普及拡大に向けまして、県内の大型冷蔵庫を効率的に利用するための冷蔵処理期間の短縮技術の開発や、定植後の高温に対応するため遮熱資材の利用や、イチゴの株元を局所的に冷やす技術の確立に取り組んでまいります。また、データ分析システムにつきましては、県内六地区の施設園芸農家において実証に取り組んでまいります。

今後も、データの分析結果に基づく高度な栽培技術を現場で指導できるよう、人材の育成もあわせて進めながら、データ活用の実践による生産性向上を図ってまいります。

引き続き、施設野菜産地のさらなる発展に向けまして、現在の取組を着実に進めるとともに、新しい取組についても積極的にチャレンジをしてまいります。以上、お答えいたします。

○酒井委員「ありがとうございました。施設野菜では、生産性向上に向けた栽培技術の開発、試験研究に取り組んでおることですので、理解をいたしました。

次は、「園芸８８露地野菜振興対策」についてお尋ねをいたします。

県内では、タマネギをはじめとした露地野菜の作付面積の拡大などに取り組まれておりますが、次の点について伺います。

この「園芸８８露地野菜振興対策」について、これまでどのように取り組んでこられたのか伺います。

○田川園芸農産課長「本対策では、露地野菜の生産拡大に向けまして、ＪＡなどと連携し、本県の主要品目であるタマネギの生産拡大や、新たな露地野菜の産地づくりに取り組んできたところでございます。

具体的には、タマネギの生産拡大に向けましては、省力化機械設備の導入を

促進するための実演会や実証試験の実施でありますとか、規模拡大意向者による北海道への視察研修や、機械化一貫体系を学ぶ研修会の開催などに取り組むことで、農家の規模拡大を推進してきたところでございます。

また、新たな露地野菜の産地づくりに向けましては、経営発展を目指す集落営農法人や認定農業者などを対象にしたブロッコリーや焼酎原料用さつまいもなどの栽培実証でありますとか、新規栽培者の確保に向けましたセミナーや栽培研修会の開催などに取り組むことで新規栽培者の確保を図ってきたところでございます。

これらの取組によりまして、例えば、白石町におきましては、タマネギの作付面積五ヘクタール以上の農家戸数が、令和五年の二十三戸から令和七年には三十四戸に増加したところでございます。また、焼酎原料用さつまいもの新たな産地が上場地区に形成されるなどしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。タマネギとか、新たな生産拡大に努めたということでございます。

今後、「園芸８８露地野菜振興対策」にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、タマネギにつきましては、これまでの取組を継続しまして、さらなる規模拡大を推進していくこととしております。具体的には、機械化一貫体系の普及拡大を図るとともに、ドローンなどのスマート技術の導入や、農地の集約・大区画化によるさらなる省力化の推進でありますとか、ＪＡさがによる大型鉄製コンテナに対応した省力集出荷体制の整備などに取り組んでまいります。

また、新たな露地野菜の産地づくりに向けましては、セミナーや研修会、個別指導などを通じた新規栽培者の確保、育成や、作付面積の拡大に必要となる

定植機などの機械の導入推進などを行うことによりまして、新規栽培者が安定して生産し、そして、作付面積を拡大していけるように支援をしてまいります。今後も、関係機関や生産部会などと連携しながら、露地野菜の生産拡大に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。今の社会情勢と申しますか、中東情勢の緊迫化が県民生活、また、経済活動へ大きく影響しておると思っております。特に、原油価格の高騰とかナフサ不足等により、また、物価高により、特に農業等に多くの痛みが起きております。先ほど作付面積の拡大と言われましたが、少し心配するところでございます。

次は、「園芸８８いちご産地活性化対策」についてお尋ねをいたします。

イチゴ産地の振興を図るため、安定生産と大規模経営体の育成などに今取り組まれているが、次の点について伺います。

この「園芸８８いちご産地活性化対策」において、これまでどのように取り組んでこられたのかを伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱ本対策は、「いちごさん」の本格導入を契機としてスタートしたものでございまして、シーズンを通じた安定生産技術の確立と大規模経営体の育成の二つに重点を置きまして取組を進めてきたところでございます。

まず、安定生産技術の確立につきましては、「いちごさん」の導入によりまして、販売単価や収量の向上が図られてきたものの、近年は夏場の高温の影響で生育が遅れ、高単価が期待できる年内の収量を確保することが難しくなってきましたことから、育苗ハウス内の温度上昇を抑制する遮光資材の活用でありますとか、気化熱により苗の培養土の温度を下げる効果がある紙製の育苗ポットの活用などの栽培技術の普及推進に取り組んできたところでございます。

また、株冷処理技術について試験を行ったところ、生育を早める効果が確認

されたことから、令和七年産では、生産部会が行う現地実証の取組に対して支援を行いました。

次に、大規模経営体の育成につきましては、次世代のイチゴ産地を担う経営体を育成するため、経営規模の拡大を目指す経営体に対しまして、振興センタ―によるきめ細やかな伴走支援を実施してきたところでございます。その結果、令和八年度には県内初となる一ヘクタール規模のイチゴ経営体が誕生する見込みとなっておりますのでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員⇨今後は、「園芸888いちご産地活性化対策」にどのように取り組んでいこうとされているのか伺います。

○田川園芸農産課長⇨イチゴ産地の維持拡大に向けまして、引き続き安定生産技術の確立と大規模経営体の育成の二つの取組を継続していく必要があると認識しております。

安定生産技術の確立につきましては、先ほど申し上げましたとおり、近年の高温傾向がありますが、今後も、その高温傾向が続くということを前提としまして、JAや生産部会と連携して、令和七年産の実証試験で得られた結果などを取りまとめまして、全生産農家に対し、株冷処理の周知の徹底を図るとともに、冷蔵処理に対応できる丈夫な苗を育てるための苗づくりのスケジュールを見直し、技術研修を実施いたします。また、大型冷蔵庫の確保と産地ごとの取組計画の策定も行います。このような株冷処理を中心とした技術の導入に必要な経費の支援も行いながら取組を進めてまいります。

また、大規模経営体の育成につきましては、中東情勢等の影響により、施設整備費が大幅に上昇しておりますして、規模拡大をちゅうちょされるケースも見られるところでございます。このため、コストを抑えたハウスの標準仕様の推進でありますとか、中古ハウスの活用、そしてハウスのリノベーションへの支

援に取り組み、規模拡大を後押ししてまいります。

イチゴは、佐賀県の主力品目であることから、今後も関係機関や農家の皆さん方と連携をしながら、イチゴ産地の維持拡大にしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員⇨今申されましたように、これだけの規模拡大とかいろいろしている場合、先ほど言われましたように、コストを抑えた規模拡大というか、そういう方向にいかないと、農家が石油とかナフサ不足でいろいろと大きな影響を受けておりますので、少し心配いたしましたので質問いたしました。

次に二問目ですが、唐津市、玄海町における農業政策の重点項目の取組についてお尋ねいたします。

唐津・東松浦地域は、佐賀県の西北部に位置し、ハウスみかんやイチゴなどの施設園芸や、タマネギ、葉たばこなどの露地園芸が盛んで、県内を代表する園芸産地であります。また、国内外で高く評価されております「佐賀牛®」の最大の生産地でもあります。

しかし、中山間地域の厳しい営農条件や高齢化の進行により農業従事者が減少し、農業産出額の伸び悩みが大きな課題となっております。一時は、県内トップクラスの農業地帯に発展した上場地域も、近年は担い手の高齢化や減少で露地野菜の生産面積が減少しております。そのために新たな栽培者の確保と育成が必要になってきております。また、「佐賀牛®」の肥育素牛の七割が県外から導入されているため、県内自給率を向上させることが生産基盤の強化につながるかと考えております。

そこで、唐津・東松浦地域における取組に関して、次の点について伺います。次世代の農業を担う新規就農者の確保について。

令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会におきまして、唐津・東松浦地

域では、令和三年頃から、生産者、JA、市町、地域農業振興センターが協力し、「唐津版アグリ・トレーニング」に取り組んでおり、八名が就農したとの答弁をいただいています。

そこで、次の点について伺います。

新規就農の状況についてお尋ねします。

ここ数年の唐津・東松浦地域の新規就農者数の推移はどのようになっているのか伺います。

○庄山農業経営課長⇨唐津・東松浦地域における過去五年間の新規就農者数を申し上げますと、令和三年が二十四人、令和四年が二十五人、令和五年が二十四人、令和六年が三十二人、令和七年が二十九人となっております。令和七年の県全体の新規就農者数が百四十二人となっておりますので、唐津・東松浦地域は、そのうち二〇・四％を占めているという形になります。

私からは以上です。

○酒井委員⇨分かりました。令和七年に二十九人ということですね。

そういうことで、令和六年度以降の取組についてお尋ねいたします。

「唐津版アグリ・トレーニング」の取組と、その就農の実績はどのようなになっているのか伺います。

○庄山農業経営課長⇨まず、「唐津版アグリ・トレーニング」の取組内容でございますが、「唐津版アグリ・トレーニング」は、JAからつの主要な八つの生産部会やJA、唐津市、玄海町、東松浦農業振興センターが連携し、新規就職者の確保、育成を図る仕組みであります。

令和六年度以降の取組としましては、ミニトレーニングファーム、ミニトレーニングファームとは、トレーナーの農家の近くに小規模なハウスを整備しまして、トレーナー指導の下、就農希望者の研修を行う仕組みです。このミニトレーニングファームにおいて、これまでイチゴ、アスパラガスに加えまして、

新たにキュウリを設置したところでございます。

また、地元での就農啓発セミナーの開催や、東京、大坂、佐賀県内で開催された就農フェアにおきまして、ブースの設置と就農希望者の呼び込みなどを実施してきたところでございます。

次に、「唐津版アグリ・トレーニング」以外の取組としまして、鏡果実農業協同組合、鏡果協と言っておりますが、そこでの取組としまして、果樹分野で県内初となる中晩柑、「にじゅうまる」を含みますが、そのミニトレーニングファームを設置するとともに、その修了生の就農地となる継承園地のリストアップなどを実施しているところでございます。

次に、就農実績ですが、「唐津版アグリ・トレーニング」においては、令和七年度までに十一人が就農しております。また、鏡果実農業協同組合におけるミニトレーニングファームの修了生一人が経営規模を縮小される生産者の園地を継承する形で就農されたという実績がございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員⇨ありがとうございました。JAの生産者で令和六年度にはミニトレーニングファームとかの活動、また、鏡地区でもいろいろと頑張つてあるようにございます。

そうした中で今後の唐津・東松浦地域における新規就農者の確保について、どのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねします。

○庄山農業経営課長⇨唐津・東松浦地域では、引き続き、就農希望者の呼び込みから就農までの切れ目ないサポートに取り組んでいくこととしております。

また、昨今の資材や施設整備費の高騰よりまして、就農時のハードルが高くなっていることを踏まえ、例えば、就農後の収入や借り入れといった農業経営に関する相談対応、農家後継者の就農を促進するための親世代への働きかけ、中古ハウスや樹園地等の就農希望者への継承の推進、こういった取組を強化す

ることとしております。

唐津・東松浦地域の農業が持続的に発展していくため、新規就職者の確保は最重要課題の一つと考えております。今後とも、市町、JAなど関係機関との連携を強化しながら、取組を着実に進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。この前、新聞を見ておりましたら、県の農業大学校学生確保不振ということで、後継者、こういう方は基本的にやる気があるから農業大学校に行くわけですが、それが学生の確保が難しいと、一年生で定員の三分の一以下というようなことの記事が載っております。こういうふうな状況でございますので、大変とは思いますが、いろんな就農のセミナーですか、これは普及センターだよりを見ていたら、就農セミナーを開催しますとありますが、これは具体的にどのような内容ですか、説明してください。

○莊山農業経営課長Ⅱ先ほど委員がおっしゃられましたセミナーというものの、就農啓発セミナーと言っておりますが、施設野菜とか、あと露地野菜もあるんですが、新規就農者呼び込むためのセミナー、研修会、基礎的なところであったりとか、年間を通しての作業とか、標準的な経営をする面積とか、それほどのぐらい収益が上がりますよというような情報をセミナーで御紹介するという形になっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ分かりました。これにも書いてありますが、農業に興味がある方ということと、農業を始めたい方を対象にということで、こういうセミナーをいろんな機会を使って、やっぱり就農、やる気の出る機会をつくっていただきたいと思っております。

次は、「佐賀牛®」の生産基盤を強化するために取組についてお尋ねします。

「佐賀牛®」の生産基盤を強化するためには、肥育素牛の県内生産を拡大することが重要であるとの考えから、私は令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会で「佐賀牛®」の生産基盤強化について質問をいたしました。

これに対して、佐賀県では、優良な繁殖雌牛の導入や、施設整備、農家の規模拡大、キャトルステーションやブリーディングステーションの整備推進に取り組んでおり、特に唐津・東松浦地域では、平成二十三年にキャトルステーションが整備され、令和五年六月には国内最大級の「佐賀牛いろはファーム」が稼働を開始し、今後も関係団体と協力して「佐賀牛®」の生産基盤の強化を図っていくとの力強い答弁をいただいております。

そこで、以下の点について伺います。

まず、令和六年度以降の取組について。

「佐賀牛®」の生産基盤強化のため、令和六年度以降にどのような取組を行われたのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ委員が質問の中で述べられたとおり、県では、「佐賀牛®」の生産基盤強化のため、大きく三点、優良な繁殖雌牛の導入や施設整備の推進、また、繁殖農家の規模拡大等の取組推進、肥育素牛の生産拠点の整備推進に取り組んでいるところです。

唐津・東松浦地域での具体的な取組を見ると、まず、優良な繁殖雌牛の導入については、令和六年度及び令和七年度に百二十九頭の導入を支援しており、これは県全体の支援頭数の約七割を占めております。

次に、繁殖農家の規模拡大等の推進につきましては、関係団体等と連携して取り組んでいる「さが畜産GO×2プロジェクト」において、令和七年度から新たに繁殖産地の強化を図るプロジェクトを立ち上げておりまして、規模拡大に意欲のある若手農家に対し、地域農業振興センターやJA等の関係機関が連携し、経営や飼養管理の改善を支援しておるところです。

唐津・東松浦地域では、モデル農家五戸を選定し、支援するとともに、モデル農家での取組状況を地域の若手が集まる青年部の研修会で紹介するなど、地域全体の底上げにも取り組んでおります。

さらに、肥育素牛の生産拠点の整備推進については、令和五年六月から稼働を開始した「佐賀牛いろはファーム」の運営が軌道に乗るよう、優良な繁殖雌牛の導入や、授精卵を供給するための特に優良な繁殖雌牛の導入を支援しました。この結果、いろはファームでは、令和八年三月末時点で繁殖雌牛二百三十三頭が飼養され、令和六年四月の初出荷以降、百八十七頭の肥育素牛が出荷されるなど肥育素牛の生産拠点として大きな役割を果たされております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。いろはファームでは、令和六年は四百二十頭という、本当に規模拡大と申しますか、大きくなってきておるようございいます。

次は、畜産情勢の変化を受けた支援の実施についてお尋ねをいたします。

令和六年度は、物価高騰に伴う牛肉消費の低迷を受けて子牛価格が下落し、繁殖農家の経営が非常に厳しくなったと聞いております。佐賀県では、こうした状況に対してどのように取り組んでいくのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ令和六年度の子牛価格低迷により、経営が厳しくなった繁殖農家に対しては、経営継続を支援するため、子牛の生産頭数に応じた助成を行いました。具体的には、生産された子牛一頭当たり一万五千元、優良な雌子牛を繁殖雌牛として飼いつける場合には、さらに一頭当たり一万五千元を加算し、合計三万円を交付する事業を緊急に実施したところでございます。唐津・東松浦地域では、農家百四十五戸の三千五百三十頭に対し、支援を行っております。これは県全体に対する割合が戸数で四三%、頭数で四九%に当たります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。三千五百八頭ですか、それで四八%を占めるということですね。そういうふうなことでいろいろと支援をいただいております。

そうした中で、やはり牛というのは暑さ対策ですね、これが出てくるんじゃないかなと思っております。暑熱対策、近年、夏期の異常高温が常態化しつつあり、肉用牛では暑熱ストレスにより餌を食べる量が減少することで、生育の遅延や繁殖機能の低下などが起きることがあると聞いております。これは生産性の低下をもたらすものであり、農家経営にとって大きな痛手であると思っております。

肉用牛農家の経営安定のためにも暑熱対策は非常に重要と考えますが、県では、どのような取組を行っておるのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱこれまでも夏は肉用牛にとって厳しい環境であったことから、畜産農家は、牛舎を涼しく保つため送風機を設置するなど様々な対策を取られてきたところでございます。しかし、近年では、委員がおっしゃるように、猛暑日となる日数が増加するなど、さらに過酷な環境になったことから、暑熱対策の一層の強化が必要となっております。

このため、県では、現場ですぐに活用できる暑熱対策の取組をまとめた事例集の作成と周知、ドローンを用いて畜舎の屋根に光を反射し、熱の蓄積を抑える消石灰を塗布し、温度上昇を防ぐ技術の実証などに取り組んでまいりました。さらに、今年度は、送風機の増設や細霧冷房装置の設置、熱を伝えにくい屋根材への変更など、暑熱対策に必要な機械設備等の導入を通常の県単独事業より高い三分の二の補助率で支援することにより、暑熱対策のさらなる強化を図っております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ暑熱対策には力を入れておるといふことでございます。

最後に、今後の取組についてですが、唐津・東松浦地域における「佐賀牛®」の生産基盤強化について、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

○石松畜産課長Ⅱ現在の繁殖経営の状況を見ますと、子牛価格が一時期の低迷を脱し、高値となっていることから、規模拡大を検討する農家が増え始めており、生産基盤の強化を進めるチャンスと捉えております。

このため、これまでの取組に加えまして、今年度は繁殖雌牛を導入し、増頭する農家に対しまして、これまでより高い補助率三分の二で支援して、農家の規模拡大を強く後押しする取組。また、新たに繁殖経営に取り組む玄海町の若手農家に対し、施設整備や繁殖雌牛の導入のみならず、技術力や経営力の向上なども支援し、繁殖経営への新規参入のモデル事例を創出する取組。加えて、酪農家が飼われている乳用牛に黒毛和牛の受精卵を移植する取組を支援し、「佐賀牛®」の素となる肥育素牛の生産を拡大する取組などを強く進めていくということにしております。このような取組を生産者をはじめ、関係団体と一体となって進め、「佐賀牛®」の生産基盤のさらなる強化を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。普及所だよりを見よつたら、「三方よしの繁殖牛確保」となっていますけど、この内容をちよつと説明してくれんですか。

○石松畜産課長Ⅱすみません、ちよつとその内容、「三方よし」ということの三点を挙げていただけますか。

○酒井委員Ⅱこれ、見とらんね。繁殖牛に求める素質として、肉質や肉量に優れた牛を生む能力、産肉能力、子を安定して途切れることなく産む能力、それ

から、産肉能力と繁殖能力を十分發揮するための基本となる体型の三つが挙げられますと、三つの能力を兼ね備えた高能力な繁殖牛をそろえることが「佐賀牛®」の生産基盤の強化につながりますと。そこで、ゲノミック評価、牛のDNA情報から産肉能力を推定する技術の有効活用や獣医師と連携した繁殖管理の適正化、また、優良農家を参考とした育成雌牛の肥育管理技術の向上等に取り組む、「佐賀牛®」生産基盤の強化を図りますと、こういうふうに書いてあります。これ、御存じなかったですか。

○石松畜産課長Ⅱいい肥育素牛を生産するためには、まずは子牛の能力ですね、高い産肉能力、肉質がよかったり、体重の増加がよかったり、そういった繁殖雌牛をそろえる必要があります。また、飼育管理において適切に人工授精などを行って分娩させること、分娩間隔が長くなってしまうと生産性が落ちてしまいますので、そういったこと。あと、飼養管理によって適切に妊娠できるような体をつくるということと、生産された子牛を適切に大きくさせて高い値段で売っていくということが重要だというふうに考えております。

そういったことにつきましては、先ほど申し上げました「さが畜産GO×2プロジェクト」の中で農家さんの指導を実際に行っておりますので、そういった取組を通じて、先ほど言われた三方よしというような肉用牛経営が実現できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。すみません、私が露地野菜の質問を飛ばしておりましたので、元に戻ります。

露地野菜の生産を拡大するための取組についてお尋ねいたします。

令和六年六月議会の農林水産商工常任委員会において、露地野菜の生産拡大のためには新たな栽培者の確保や作付面積の拡大が必要であり、唐津・東松浦地域では、タマネギやサツマイモ等を推進品目として啓発セミナーを開催する

などして新規栽培者を確保するとともに、省力化機械の導入を推進していくと答弁をいただいております。

そこで、次の点について伺います。

令和六年度以降の取組について。

唐津・東松浦地域における令和六年度以降の取組と、主要な露地野菜の生産拡大の状況はどのようなようになっておるのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、新規栽培者の確保に向けまして、JAと連携しまして、タマネギ、それから焼酎原料用さつまいも、そして、根深ねぎなどを推進品目としましてセミナーなどを開催するなどしたところでございます。特に、焼酎原料用さつまいもにつきましては、廃作されたたばこ農家の方々が所有されているマルチ張り機などの既存機械の活用が可能なことから、転換品目として推進をしたところでございます。

また、これら三品目の作付面積の拡大に向けまして、県では、収穫機などの省力化機械について補助事業による農家への導入支援を行いますとともに、JAが農家に貸し出すリース機械の整備に対しても支援に取り組んだところでございます。

こうした取組の結果、それぞれの作付面積は、焼酎原料用さつまいもで令和五年の一・七ヘクタールが令和七年には九・五ヘクタールに、それから、根深ねぎで令和五年の〇・八ヘクタールが令和七年には二・二ヘクタールにそれぞれ拡大した一方で、タマネギでは、担い手を中心に規模拡大されたものの、高齢化などによりまして作付農家数が減少したことに伴いまして面積減少が大きかったことから、やや減少したところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱやや減少したということでございます。

最後に、唐津・東松浦地域における露地野菜の生産拡大について、今後、ど

のように取り組んでいくのか伺います。

○田川園芸農産課長Ⅱまず、新規栽培者を多く確保できている焼酎原料用さつまいもにつきましては、現在、一戸当たりの平均作付面積が約三十アールと、今後の規模拡大を図れる可能性があると捉えております。また、農家からも規模を拡大したいという声が多く聞かれておりますことから、新規栽培者の確保とあわせて既存農家の規模拡大を進めてまいります。

また、根深ねぎにつきましては、一部地域での取組にとどまっておりますことから、他地区への横展開を図っていききたいというふうに考えております。

さらに、タマネギにつきましては、引き続き省力化機械の導入を進めるとともに、唐津市の半田地区におきまして、排水対策が行われる基盤整備に合わせまして、農業振興センターや農林事務所等が連携して新たなタマネギ団地の育成に動いているところでございます。本年産から作付が開始されているところでありまして、作付農家の方々も規模拡大意向があると聞いておりますので、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

唐津・東松浦地区におきましては、露地野菜の生産拡大は重要な取組でございます。引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。今、状況は聞きましたが、これも普及所だよりを見ていたら、露地野菜、露地花卉の新規作付、規模拡大を支援しますということ、佐賀県露地野菜百億円アップ推進事業とありますが、これについて具体的に説明してくれんですか。

○田川園芸農産課長Ⅱ今、答弁の中で少し申し上げましたが、新規栽培をするためには、やはり栽培実証というか、試験栽培をやりたいといったような方が多くいらっしゃるのです。そういったところに対する支援でありますとか、あるいは新規栽培を開始されるに当たって必要になる機械なんかの支援を行っ

ているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ農林関係でいろいろと質問をさせていただきました。ありがとうございます。

最後に、農林水産部長に思いをお願いいたします。

○井手農林水産部長Ⅱもう言わずもがなですが、佐賀県の農林水産業は、佐賀県経済を支える極めて重要な基幹産業です。そして、私が農林水産部長になって実感しておりますのは、佐賀県の農林水産業のポテンシャルの高さです。例えば、農業では、耕地利用率が三十九年連続で全国一位ということで、水田をフル活用した佐賀ならではの農業が展開されております。また、「さがびより」は十六年連続で食味ランキング特A評価を獲得しまして、ハウスみかんは四十年連続で全国一位の出荷量を誇ります。さらに、「いちごさん」や「にじゅうまる」、そして、先ほどもちょっと議論がなされましたが、「佐賀牛®」といったブランドは、生産者の皆様の高い技術力により、全国の消費者の皆様から高い評価を受けております。このブランド力が、やはり佐賀県の大きな強みであり、財産だと思えます。

林業につきましても、人工林率が全国一位ということで、円滑な循環を図っていくという意味では、それは目指す必要はありますが、その森林資源は産業振興に向けて大きな可能性を秘めていると思っております。

水産業におきましても、有明海や玄海灘それぞれの海域の特色を生かした全国に誇る生産が行われていると思います。全国の食卓に届くということであればらしいと思います。

日々努力されている生産者、そして事業者の皆様本当に敬意を表しております。その中で物価高や猛暑、さらには中東情勢の影響など多くの課題があります。今後も現場の課題に向き合いながら、農林水産業の振興に向け、繰り返

しになりますけど、全力で取り組みます。

私からは以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。農林水産部長の心意気を感じました。これから佐賀県の農業がどんどん発展すると思いますので、よろしく願います。

次に、問い三の産業人材の育成、確保についてお尋ねいたします。

本県の有効求人倍率は一・二倍前後と高い水準が続いております。令和七年十二月から五カ月連続で九州一位となっています。また、佐賀労働局の雇用情勢判断においては、「依然として企業の採用意欲は高い状況であり、堅調に推移している」としており、県内企業にとっては人材不足の状況が続いております。そのような中で、佐賀県の経済発展においては、それを支える産業人材の確保への対応は喫緊の課題であると考えております。

佐賀県においては、高校生の県内就職を促進し、県内就職率のさらなる向上のため、高校生、保護者、高校教員に対して、県内企業の情報に直接触れる機会を創出している。また、県内企業の認知度向上を図るため、企業合同説明会や企業訪問ツアーといった県内企業の情報発信事業にも取り組んでおります。大学生等の県内就職のため、交流イベントの実施による県内企業との早期の接点づくりに取り組んでいる。また、U・J・I人材の確保や外国人材の雇用に向けたサポートなど、多様な人材の確保に向けて様々な取組を行っておると聞いております。

そこで、次の点について伺います。

まず、高校生向け県内就職促進についてお尋ねいたします。

高校生を対象とした県内企業合同説明会や高校生の保護者を対象とした各種イベントなど、高校生向けに実施した事業の取組状況を伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ高校生の県内就職率の向上のためには、一人でも多くの

高校生や保護者、教員の皆さんに、佐賀の企業のこと、佐賀には素晴らしい企業があるということを知っていただくことが大切でございます。このため、県では、高校生を対象とした企業説明会や企業訪問ツアーを開催しております。

まず、企業説明会については、高校三年生の就職活動を目前に控えた毎年六月に、高校生と保護者を対象とした県内企業の合同説明会を開催しております。本年度は、今月、六月六日に開催し、出展企業は二百四社、来場者は七百三十六名と、いずれも過去最高となりました。

また、毎年十二月には県内三会場で高校二年生を対象とした県内企業合同説明会を開催しております。こちらは三千名を超える生徒、教員の方に参加いただきました。

さらに、本年度から新たな取組といたしまして、私立高校キャリアキャラバンを開始いたしました。県立高校で取り組んでいる学内企業合同説明会を私立高校にも拡大いたしました。今月、六月十日には佐賀学園高校で開催し、三年生のうち就職を希望する約七十名に対し、県内企業十社が出展していただきました。また、今月、六月十六日には敬徳高校におきましても開催いたしました。全校生徒約四百八十名に対しまして、県内企業二十社が出展されました。

次に、企業訪問についてでございますが、県内企業の実際の現場を体験いただく機会といたしまして、高校生、保護者、教員それぞれを対象とした「SAGA県内企業トリプルツアープロジェクト」も実施しております。こちらにつきましましては、令和七年度は高校生千二百四十三名、保護者百六名、教員延べ百十六名に参加いただきました。

以上です。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。合同説明会の出展企業が二百四社ということ、それから学生が七百三十六名の参加ということでございます。いろんな方法でこういうふうなことをどんどん促進していただきたいと思っております。

次に、大学生、短大生向けの県内就職促進について。

大学生、短大生向けに実施したイベントや情報発信などは、どのような取組をされたのか伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ大学生、短大生の県内就職を促進していくためには、学生が本格的に就職活動に入る前の段階から県内企業を認知してもらい、その後のインターンシップや採用選考につなげていくことが重要です。

そのため、県では、学生と県内企業の接点づくりを目的といたしまして、例年、交流イベント「サガシル」を開催しております。本年度も今月、六月二十日にSAGAアリーナにおいて開催いたしました。これまでは秋に開催しておりましたが、大学三年生の就職活動が本格的にスタートする前の六月へと開催時期を前倒したこともありまして、出展企業は、これまでの百社程度から百四十三社へ大幅に増えました。また、来場者につきましても、従来の七百名から大きく増加し、過去最多の千百三名に参加していただいたところでございます。

また、「サガシル」のような大規模イベントに加えまして、県内外の大学構内において、県内企業の仕事を体験できるワークショップ形式の交流イベント、仕事体験フェアにも力を入れております。

本年度は、これまでに佐賀大学、福岡大学、九州産業大学、長崎国際大学において開催し、延べ二十四社に出展いただきました。二百九十一名の学生に会場いただきました。今年の秋には西九州大学でも開催を予定しております。

加えまして、イベントによる接点づくりだけではなく、県内企業への就職、定着を後押しする取組といたしまして、令和七年度から奨学金返還支援事業を開始しております。これは従業員の奨学金返還を支援する企業に対し、県が補助を行うことで制度導入企業の拡大を図り、企業の人材確保、定着の強化につなげるものでございます。奨学金返還サポート認定企業として、これまでに三

十八社に登録いただきました。令和七年度は二十五社に対し、総額二百四十六万七千円の補助金を交付いたしました。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。交流イベントに百四十三社、それから千百三名の参加ということ、また、奨学金の件につきましても先ほど報告をいただきました。ありがとうございます。

次は、多様な人材確保の促進についてお尋ねいたします。

佐賀県は、U・J・I人材確保においては、関東圏及び関西圏在住者と県内企業との交流会の実施、外国人材の雇用においては、外国人雇用サポートセンターの設置など、様々な取組を行っているが、このような多様な人材確保の促進について事業の取組状況はどのようになっているのか伺います。

○市丸産業人材課長Ⅱ多様な人材確保につきまして、まず、U・J・Iターン人材の確保に関してですが、U・J・Iターン希望者と県内企業の仕事のマッチングを図るため、無料職業紹介事業所「佐賀県しごと相談室」を開設しております。こちらは年間二百件を超える相談があつております。専任のコーディネーターを配置し、毎年五十件程度が就職につながっております。

また、首都圏において、移住支援室と連携した交流イベント「くらし&しごと体感フェア」を開催しております。企業ブース、移住・仕事相談ブース等を設置、本年度も十二月に実施する予定でございます。令和七年度の実績に關しましては、三百二十八名、御参加いただいております。

次に、外国人材の状況についてでございますが、県内企業においては、外国人材の雇用も増加しております。佐賀県内の事業所における外国人労働者は、令和七年十月末時点で九千九百三十二人と過去最多の状況でございます。

そのような中、佐賀県では、令和七年七月に県内企業向けの外国人材雇用相談窓口「さが外国人材雇用サポートセンター」を開設いたしました。令和七年

度末までに合計百十八件の相談がありまして、本年度は五月末の時点で三十一件ということで、ほぼ一営業日に一件のペースで相談があつておりまして、利用も徐々に増えてきている状況でございます。

また、県内企業と県内在留留学生とのマッチング機会といたしまして、令和七年度は交流会及び合同企業説明会を「サガシルグローバル」と題しまして、それぞれ一回ずつ実施しております。交流会には三十一社、留学生百名、合同説明会には二十二社、留学生百五十名に参加していただきました。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。いろいろと交流をしていただいております。また、多くの方が参加されておるようでございます。

次は、企業誘致について質問いたします。

企業誘致については、新たな雇用の創出に加え、地域経済活性化が期待される重要な取組であると認識いたしております。中でも半導体産業の誘致は、他の産業と比較して大規模な投資を伴い、建設工事をはじめ、設備投資や物流など、幅広い分野に仕事を生み出し、その結果、地域の多くの企業などへ波及効果が広がるのが期待されております。さらに、サプライヤーなど関連企業の集積が進むことで、いわゆる産業クラスターが形成され、新たなビジネスや技術連携が生まれる好循環につながるものと考えております。

二〇二四年十二月に世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCが熊本県で量産を開始したが、県民の方々からは、「熊本県にこのような世界的な企業が来たのだから、佐賀県にも誘致できるのではないか」といった声を伺っております。

TSMCについては、第一工場で約二十一万平方メートル、第二工場で約三十二万平方メートルという大規模な用地を必要とするほか、大量の水や大規模かつ安定した電力などの産業インフラが求められるなど、その誘致が容易でな

いことは、十分承知をいたしております。しかしながら、いつの日か、本県においても、T S M Cに匹敵するような企業の誘致が実現されることを強く期待しております。

その一方で、多様な製造業の企業誘致についてもしっかりと取り組み、県内における雇用の創出を図るとともに、地元企業との連携などを通じて地域経済の活性化につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、半導体産業誘致の考え方についてお尋ねいたします。

佐賀県では、半導体産業の誘致について、どのような考え方の下に取り組んでいくのか伺います。

○田中企業立地課長Ⅱ半導体産業に関しまして、国の戦略におきましては、国内で半導体を生産する企業の合計売上高を二〇二〇年の五兆円から二〇三〇年に十五兆円に実現する基本方針を打ち立てており、国において半導体産業は成長産業と位置づけられております。

県内におきましては、半導体製造に欠かせないシリコンウエハーやフォトレジスト等の素材を製造する企業などが多く立地しております。県といたしましては、今後もさらなるデジタル化の進展やデータ需要の増加などから、幅広い分野で需要の拡大が見込まれており、成長が期待される産業であると認識しております。

このようなことから、半導体産業を企業誘致における重点分野と定め、積極的に企業誘致を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。産業誘致の半導体の考え方について分かりました。

それでは、半導体産業誘致のこれまでの取組について。

半導体産業の誘致に向けて、これまでどのように取り組んできたのか伺います。

○田中企業立地課長Ⅱ県では、半導体産業を企業誘致における重点分野と定め、先ほど申し上げたとおり、積極的に企業誘致を進めてきたところでございます。

これまでに半導体素材分野では株式会社 S U M C O や J S R マイクロ九州株式会社、後工程分野では日清紡マイクロデバイス A T 株式会社、半導体製造設備分野では T O W A 株式会社や株式会社ワイ・デー・ケー九州など、いろいろな分野で多くの企業に立地していただいております。

企業が進出先を検討される場合、まずは必要とする面積が確保できるか、その上で交通アクセス、電力、上水・工業用水などのインフラの整備状況、人材確保のしやすさなど、様々な観点から複数の候補地を比較検討して最適な候補地を選定されます。

半導体産業の場合は、委員御案内のとおり、大規模な用地を必要とするほか、大量の水や大規模かつ安定した電力などの産業インフラが求められるケースがございます。

県では、進出される企業の様々なニーズに合った用地として、開発中の県営産業用地や市町と連携いたしました新産業集積エリアといった産業用地、また、時には民間用地を候補地として紹介しながら半導体産業の誘致に取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、これまでの取組については理解いたしました。

また、これからの取組についてお尋ねします。

さらなる半導体産業の誘致に向けて、これからどのように取り組んでいくの

か伺います。

○田中企業立地課長Ⅱ県では、進出を検討している企業の様々なニーズにお応えしつつ、積極的に半導体産業の誘致に取り組んでおります。

また、令和四年十月には「さが半導体フォーラム」を設立し、産学官で連携して取引の拡大や人材の確保などに取り組んでいるところでございます。

具体的には、高校生向けの出前講座や佐賀大学における学生向けの集中講義、企業見学ツアーのほか、合同での展示会出展等の幅広い取組を通じまして、佐賀県の産業基盤の強化を図っているところでございます。

このような取組も半導体産業の誘致における有力なツールになると思われるため、当該取組を生かしながら、今後も積極的な誘致活動を行っていききたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。積極的に誘致活動をお願いいたします。それでは、最後ですが、企業誘致への産業労働部長の思いについてお尋ねします。

企業誘致については、雇用創出や地域経済の活性化の観点から大変重要な施策と認識しております。一方で、人口減少の進行や企業ニーズの多様化など、企業誘致を取り巻く環境は大きく変化しているものと考えております。

こうした状況を踏まえて今後どのように企業誘致を進めていくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

○丸尾産業労働部長Ⅱ お答えいたします。

まず、私自身の思いからというところでございますが、本年四月に着任しまして、県内様々、巡らせていただいているときに、唯一無二の伝統産業から国内外のサプライチェーンにとってなくてはならない企業、そして、何より経営者の皆様が、こういった中東情勢など困難な状況にあっても前を向いて挑戦を

する志があふれた方々が非常に多いということを力強く感じておりました。我々、産業労働部としては、企業誘致も含めて、こういった県内企業の皆様を全力でお支えする、商工団体の皆様と一緒に頑張っていくところを強く思いを新たにしたいところでございます。

その上で、委員御質問の企業誘致の実現につきましては、言うまでもございませんが、地域経済に大きな効果をもたらすというところでございます。県内企業との相乗効果の発現でございますとか、付加価値創出額の増加だけではなくて、若者を中心とした県内就職者数の増加、こういったことも期待できるため、重要な施策であるというふうに認識しております。この点、本県、佐賀県におきましては、災害リスクの低さでありますとか、優れた交通アクセス、アジア市場への地理的優位性といった立地条件のすばらしさ、さらには、先ほどもお話がありましたように優秀な人材を多く抱えているということ。また、行政による手厚いサポートなど大きな強みがございます。

一方で、土地も人も有限という面もございますので、こういったことから企業誘致に当たっては、単に企業を呼び込むということではなくて、佐賀県の強みを生かしながら、より付加価値の高い持続的な産業基盤の形成につなげていくと、そういった視点が肝要と認識しております。

例えば、用地の強みを伸ばすという点で用地の確保につきましては、唐津や有田には強固な地盤を有し、BCPの観点からも適地と言える新産業集積エリアがございます。こうしたことも踏まえて、さらに市町とも連携をしながら、企業誘致に適した産業用地の確保に向けて取り組んでいるところでもございます。

今後とも、半導体産業ですとかコスメといった本県の重点分野における企業誘致の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。その結果、誘致実現で創出されました雇用や投資が地域で相乗効果を発揮しまして、さら

なる投資ですとか、また、所得の増加につながるような好循環を生み出すとともに、本県産業の持続的な発展につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。産業労働部長の思いが県内に伝わったんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

○桃崎委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後二時四十六分 休憩

午後二時四十七分 開議

○桃崎委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○桃崎委員長Ⅱ甲第三十六号議案中本委員会関係分、甲第三十八号議案、甲第四十号議案中本委員会関係分及び乙第四十四号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桃崎委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○桃崎委員長Ⅱ最後に、二月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桃崎委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行

うことに御承認を願っておきます。

これをもって、農林水産商工常任委員会を開会いたします。

午後二時四十九分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

